

令和3年3月11日

令和3年3月11日

標 茶 町 議 会
令和3年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第1号（3月11日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第23号 令和3年度標茶町一般会計予算	5
議案第24号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第25号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第26号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第27号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第28号 令和3年度標茶町簡易水道事業会計予算	5
議案第29号 令和3年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第30号 令和3年度標茶町上水道事業会計予算	5
総括質疑	
深見 迪 君	23
本多 耕平 君	30
鴻池 智子 君	47
類 瀬 光 信 君	53
渡 邊 定 之 君	65
長 尾 式 宮 君	70
松 下 哲 也 君	72
黒 沼 俊 幸 君	75
鈴 木 裕 美 君	79
閉会の宣告	84

令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和3年3月11日（木曜日） 午前9時30分 開会

付議事件

- 議案第23号 令和3年度標茶町一般会計予算
- 議案第24号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第25号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和3年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第30号 令和3年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（11名）

委員長	後藤 勲 君	副委員長	黒沼 俊幸 君
委員	渡邊 定之 君	委員	類瀬 光信 君
〃	長尾 式宮 君	〃	松下 哲也 君
〃	熊谷 善行 君	〃	鈴木 裕美 君
〃	深見 迪 君	〃	本多 耕平 君
〃	鴻池 智子 君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊地 誠道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤 吉彦 君
副 町 長	牛崎 康人 君
総務課長	齊藤 正行 君
企画財政課長	武山 正浩 君
税務課長	齋藤 和伸 君
管理課長	村山 裕次 君

住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	中 島 吾 朗 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前 9時30分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時31分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま長尾委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、長尾委員からの指名推選に決定いたしました。

長尾君。

○委員(長尾式宮君) 委員長には後藤委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま長尾委員から、委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には後藤委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前 9時34分
再開 午前 9時34分

（委員長 後藤勲君委員長席に着く）

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（後藤 勲君） 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。
長尾君。

○委員（長尾式宮君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名すること
でお諮り願います。

○委員長（後藤 勲君） ただいま長尾委員から指名推選の発言がありました。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、長尾委員からの指名推選に決定いたしました。
長尾君。

○委員（長尾式宮君） 副委員長には黒沼委員を推選しますので、よろしくお取り計らい
願います。

○委員長（後藤 勲君） ただいま長尾委員から、副委員長に黒沼委員の指名がありまし
た。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には黒沼委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前 9時35分
再開 午前 9時36分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第23号ないし議案第30号

○委員長（後藤 勲君） 本委員会に付託を受けました議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

議題8件は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第23号から議案第28号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第23号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第23号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 56ページの賦課徴収費の18節、釧路・根室広域地方税滞納整理機構への負担金となっております。後ほども同じような問題が、議案24号の国民健康保険でも同じような負担金の問題が書いてありますけれども、同じ意味だと思いますので、この場で聞いておきたいと思います。この負担金の75万1,000円、どのような負担金というふうになっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金についての内容についてご説明いたします。この負担金につきましては、釧路、根室の構成町村で構成している機構でございまして、町税の滞納整理、あと構成町村職員に対する徴収事務に関する実務研修を目的として設立されている機構でございまして、それに関する各構成町村が拠出している負担金になります。

令和3年度につきましては、地方税4税分と、あと国保分を合わせまして、本町負担分は192万6,000円というふうになっております。うち4税分につきましては、前年度同様、一般会計から75万1,000円分の負担というふうになっておりまして、内容につきましては、均等割、あと件数割、実績割、あと基金の繰入れ分を基に算定しております。全体金額192万6,000円のうち、一般会計分に占める割合、件数にして12件なのですけれども、約40%という内容になっております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 54ページ、電算管理費です。委託料のうち、業務委託料331万

8,000円について内容の説明をお願いします。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

業務委託料の331万8,000円の部分について、中身が事業予算4本分が合算されて331万8,000円となっております。

1つずつ説明させていただきますが、北海道電子自治体プラットフォーム、HARP（ハープ）と呼ばれていますが、導入事業として、その運用委託等々で支払っている部分が291万7,000円でございます。それから、インターネット導入事業で委託料は10万6,000円でございます。それから、パソコンLAN導入事業で16万6,000円です。それから、証明書のコンビニ交付を実施していますけれども、その委託料が12万9,000円、合わせて331万8,000円になります。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君） 54ページ、18節、北海道自治体情報システム協議会負担金なのですけれども、今年は7,034万9,000円、昨年と比べて約2,200万円ほど上がっているというふうに聞いておりますけれども、主な理由は何なのでしょう。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げたいと思います。

昨年初で4,600万円弱程度、今年が6,851万4,000円、トータルで7,034万9,000円となっておりますけれども、コンビニ交付の委託料がありまして、183万5,000円と合わせて7,034万9,000円となっております。通常の経常予算で計上させていただいたのが6,851万4,000円という数字になります。

今年2,200万円程度増えているのは委員ご指摘のとおりでございます。この部分につきましては、電算室にラインプリンターという大型のプリンターがありますけれども、その更新が330万円、それから各システムがあるのですけれども、健康カルテのシステムのバージョンアップが522万5,000円、それからデータ標準化、全国的に同一の業務につきましては同じようなシステム標準化しようという動きが、ご案内のとおり例えば住民票であるとか、そういった全国一律の業務については同じようなシステムに変えていこうと、仕様にしていこうというデータ標準化対応が418万円でございます。それから、ロタウイルス、新型インフル、制度改正に伴うシステムの改修費用が187万円、それから平成28年度に導入した北海道ネットワーク強靱化の機械なのですけれども、保守を1年間延長しようということで約500万円、そういったものが主な2,200万円の内訳というふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 52ページですけれども、職員研修費のいわゆる18節、その中で職員資格取得費助成金ということで37万6,000円出ておりますけれども、この内容についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げたいと思います。

これは昨日、企画財政課長がご説明申し上げましたが、新規事業でございまして、専門性を必要とする職場において、遂行上、本来は有資格者を採用したいということで募集しておりますけれども、現状では有資格者の確保が困難であり、無資格者、特に会計年度任用職員の場合、無資格者を採用している現状にありまして、しかしながら無資格者の確保も困難であり、会計年度任用職員につきましては、広報等で毎月、求人募集記事を掲載している部分につきましてはご承知のことと存じます。

今般、制度創設しましたのは、自らの研さん、そういった資格の取得を後押しする形を考えて、資格取得支援の制度を創設させていただきました。資格取得支援を職員研修の一環として位置づけ、これら職員の確保対策の一助を目的として制度設計しております。

一方、管理職員となったものの、施設管理上、保有しなければならない資格、具体的には危険物の資格等があります。消防に届出をしなければなりません。これまでそういった部分につきましても、自費で取得した職員も過去にはかなりいらっしゃったというふうに聞いております。この部分につきましても、今回の支援の制度に盛り込む形として制度設計をしております。

対象につきましては、正職員、フルタイムの会計年度任用職員として所属長及び副町長の認めた者として、今、制度設計をしているところです。

具体的な資格につきましては、保育園、やすらぎ園、病院に勤務する給食業務に従事する職員の調理師免許、それからやすらぎ園、デイサービス、町立病院に勤務する介護・看護職に従事する者の介護福祉士の資格、それから育成牧場建設課に勤務する職員の大型特殊、大型免許、牽引免許、作業免許に要する経費、それから管理職になって、施設管理上、危険物の免許を取らなければならない者のそういった費用、上限を5万円とし、基本的には2分の1の助成とする。それで、合格したら支払うというような制度設計で、今、考えているところでございまして、給料のほうも、例えば会計年度任用職員ですと資格ありとなしでは給料に差をつけていますので、そういった部分では資格ありのほうに行けるかなという感じで、そういった部分も含めて確保対策の一助になればということで制度設計しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 50ページの工事請負費で解体工事請負費800万円、これはどのような解体建物なのか、また、何件なのか教えていただきたいです。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

この解体工事に係る物件につきましては、川上にあります旧統計事務所の職員住宅でありまして、今現在は町の職員住宅として使っている土地でございます。2棟ございまして、それぞれ1棟に2戸入っておりますので、4戸の解体でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 66ページです。社会福祉総務費の18節の民生委員協議会補助金495万円、前年度に比べたら100万円程度上がっていると思うのですが、その内容についてお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

民生委員の協議会では、3年に1度、道外への研修というものを行っております。その研修がちょうど令和3年度に当たりまして、その部分で120万円の増額となっているということでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 67ページ、19節の扶助費、低所得者支援援助費とありますが、どのような支援なのか、68ページの19節の老人保護措置費の640万円、この内容をお知らせ願います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、67ページの19節扶助費、雇用の低所得者支援援助費の中身でございますが、一般的には、よく聞きやすい言葉でいきますと、ほっとらいふ制度の話でございます。高齢者、障がい者等に対して、国保税の減免措置となる低所得者世帯の生活困窮世帯に対して、暖房費、上下水道使用料、それから太陽光発電促進付加金の一部を助成するという中身になっております。今年度についてはまだ数字が出ていないのですが、令和元年度ベースでいきますと、735件に助成をしているという内容になっております。

それと、次に老人保護措置費、19節扶助費の中身でございます。これにつきましては、施設に入られている方、68ページの扶助費につきましては、3名の方が特定の施設に入っておられまして、その方たちの措置に対する費用として641万9,000円を計上しているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 66ページ、3款1項1目の18節負担金補助及び交付金のところの社会福祉協議会補助金の減額の内容について教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

社会福祉協議会補助金で、前年対比で72万5,000円ほど減額しております。これについては、内容の精査をしていただいて、各種内容についてブラッシュアップをしながら、より実測値に近い形で精査をしていただいた結果というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 77ページの特別保育所費、委託料で給食委託料、新規ということで、へき地保育所への給食の配送分だというふうに理解するのですが、2か月試行をやりましたよね。ですが、今回はどのような形で委託をするのですか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

委員お見込みのとおり、これについてはへき地保育所への給食を配送するための費用の中身になっております。今、大体年間で238日の配送を計画しておりまして、それらを今後、委託業者さんに委託をして配送をするという形で考えております。大体1日、1回当たり4時間程度の業務時間という想定をした形で、この318万1,000円という形で積算をした状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 72ページ、7目の18節、介護資格取得支援助成金、これ対象と金額の内容、それからその下の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金、これも新規、その内容をまず教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、介護資格取得支援助成金、これは昨年来、補正とかで予算はつけているのですが、町内の介護施設の従業員の不足を解消する目的として、一定程度の介護の研修を受けて資格を取得するための助成でございます。1人最大10万円、7割まで助成をするという考え方で、町内の事業所に3か月以上勤務いただくことが条件になっております。それで、今年度につきましては、最大10万円で5名を見込みまして予算をつけていただいているところでございます。

それと、2点目の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金でございますが、これについては、社会福祉協議会で行う介護事業を利用される方に対しての助成金と

いう形になります。町内の社会福祉協議会でやっている居宅についてはちょっと対象とならないのですけれども、住所地特例という形で、町外に出て社会福祉協議会の実施している事業所を利用した場合について、個人負担1割のうちの4分の1を助成するという形の補助金になっております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） それで、介護資格取得支援助成金の、これは介護福祉士ですか。それとも初任ですか。今まで成果はあったのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

資格については、今のところ介護員、俗に言う初級研修、初任者研修というところがございます。

実績でございますが、令和元年度については3名の方、令和2年度につきましては今のところ2名の方の申込みがあるという状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 74ページ、それから77ページ、76ページ、それぞれ保育所とか児童館とか、児童館は大体分かるのだけれども、会計年度任用職員の報酬が出ています。これ、人数を教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

常設保育所の会計年度任用職員報酬、この部分につきましては、パートタイムの会計年度任用職員の報酬となっております。常設保育所部分でいきますと、37名の人数を見込んでおります。また、76ページの特別保育所、これはへき地保育所の分なのですけれども、5名のパートの会計年度任用職員の人件費を見込んでいるというところでございます。

児童館につきましては、1名のパートタイム任用職員で、今、職員体制2名でやっているのですけれども、土曜日とかも開館しているというところで、交代要員としてのパートタイムの職員ということでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 69ページの軽費老人ホーム費の12節の一番下の業務委託料についての説明をお願いいたします。

（何事か言う声あり）

（「69ページです。12節です」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えいたします。

69ページ、軽費老人ホーム委託料の中の業務委託料につきましては、軽費老人ホームの清掃と警備に係る部分の業務を委託するという事で予算を計上させていただいております。

以上です。

(何事か言う声あり)

○委員長(後藤 勲君) 皆さんに申し上げますけれども、ページ数を言ったときには、ちょっと時間を空けてください。開く時間がちょっと、なかなか開けづらいものですから。ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

本多君。

○委員(本多耕平君) 84ページ、備品購入費、車両の購入、どのような車両かお伺いたします。

続いて、86ページ、18節の合併浄化槽の、これの件数と、もしできれば過去、今までの進捗といいますか、町内で総体で何件ぐらいあったのか、お教えいただきたいと思います。

さらに、87ページ、工事の……

(「一つ一つ聞けばいいのだ」の声あり)

○委員(本多耕平君) 大したことではないから、では1つずつ聞きます。

○委員長(後藤 勲君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君) お答えいたします。

84ページ、17節備品購入費でございますが、車両購入費としまして、今年度途中まで使っていました野犬掃討車が今年度途中で廃車となりまして、その野犬掃討車に代わる車両を更新するというものでございまして、今、想定されているのが、一応軽トラックにほろをつけて、後ろにテールゲートをつけた中で、職員が1人でもおりの設置、撤去できるような形で、今、車両の更新を想定しているというところでございます。

それから、2点目の合併処理浄化槽でございますが、令和3年度につきましては5人槽3基、7人槽8基、10人槽2基、合計13基を予定しているところでございまして、今までは約220基の合併処理浄化槽を設置しているという状況でございますが、この率は、必要者数に占める割合というのはちょっと出しておりませんが、ご理解いただきたいとふうに思います。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員(本多耕平君) 87ページの14節の外構工事、どのような工事になるのか教えていただきたいです。

○委員長(後藤 勲君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

87ページ、14節の外構整備工事請負費でございますが、今月完成しますマテリアルリサイクル推進施設、こちらの周辺の舗装整備工事と併せまして、現ストックヤードがござい
ますが、その裏手の一部を舗装化するというものでございまして、防じんと汚れ対策とい
うことでの対応というふうに考えているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 84ページの病院費の関係なのですが、9,555万4,000円、こ
れは令和3年度から出資金という名目が変わったのですが、これについての意味と
いうか、そこら辺のことについてもう少し教えていただきたいなと思います。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

出資金につきましては、地方公営企業法第18条に基づく出資ということで、総務省で定
めております公営企業繰出基準に基づく資本的収入の部分、建設改良費に伴う部分の負担
区分に基づく出資金ということで整理をさせていただいているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ござい
ませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ご質疑なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 91ページの畜産業費の負担金及び交付金の家畜自衛防疫連絡協議
会負担金、増額になっていますが、この内容についてと、93ページ、牧場管理清掃委託料
の管理委託料のおよその設計内訳、巡回の回数について教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたします。

畜産業費の家畜自衛防疫連絡協議会負担金の増額分についてでございますけれども、自
防協のほう、実は専属の獣医師を防疫アドバイザーとして新たに設置したいというよう
なことが家畜自衛防疫連絡協議会のほうでありまして、その獣医師の雇用に対する一部負
担ということで、増額分というのは農協さんと一応折半してというような形でございま
して、今、委員もご承知のとおり、獣医師の確保というのが非常に難しくなっている
ところでございまして、疾病対策であります予防業務というのが、なかなか手が回って
いないというような状況でございます。それに対して家畜の数というのは増えているとい
うようなことで、そういったところを中心に新年度から進めていきたいということで、過去にも一

度、専属の獣医師というのも雇用していた経過がございまして、そういったところで進めていきたいというようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

牧野管理費の委託料、牧場管理清掃委託料の巡回の回数ですが、発注の仕方としては巡回何回という、そういう発注の仕方はしておりませんが、夜間の警備としての委託をしております。実際は夜間2回、それから早朝1回の巡回をしていただいております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 156ページ、農業費の3目での振興費の内訳がここに書いておられますけれども、農業文化財再生振興事業、これについてのちょっと中身を教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

農業文化財再生振興事業でございますけれども、寄贈されたトラクターの整備に係る事業でございますまして、令和元年、2年と継続してやっている部分でございます。これは塗装だとか、外装を中心に整備していくというような事業でございます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 101ページ、商工振興費の負担金補助及び交付金の商工団体補助金の減額の内容というのが1つ、それから次のページ、102ページですけれども、マイホーム応援事業補助金、新設ですけれども、これについては下請率とか、資材の町内での調達率などについて何か縛りはあるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

まず、商工団体の補助金のご関係でございますが、令和元年度に再雇用の経営指導員の方が退職されております。令和2年度に新しい経営指導員を招いているのですが、その方に対する引継ぎということで3か月分の人件費を昨年度見ておりましたので、それが今年度なくなったということでございます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） マイホーム応援事業補助金についてお答えさせていただきます。

昨年度、一般質問で答弁させていただいた内容等の部分から取りかかりが私どものほうになってしまいましたので、制度設計併せてちょっと私どもでやっておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、委員ご指摘の下請率とか資材購入等々というご質問でございましたが、私どもの考えている部分でございますが、新築及びリフォームと、あと水洗便器の取替え、この3つのメニューで補助金を出したいというふうに考えておりますので、町内業者を利用して新築された方、町内業者を利用してリフォームをされる方、町内業者に水洗便器の取替えを依頼される方への補助というようなことで考えているということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 107ページ、道路維持費、12節、一番下の巡回点検委託料、点検する項目をお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 町道の巡回点検の内容についてのご質問ですので、お答えいたします。

町道の巡回点検につきましては、目視による道路の巡回点検ということで、パトロール車に乗っての巡回点検という形になりますけれども、道路の舗装の破損、路肩の破損、もしくは道路施設、標識とかが倒れたりとか、道路にはみ出しているような危険な立木がないとか、そういう部分の点検を月に2回実施するという形で委託しております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 115ページです。教育総務費、学校パソコン保守管理委託料621万4,000円のおよその内訳を教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会・穂刈課長。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

学校パソコン保守管理委託料の内訳ですけれども、まずネットワーク障害保守委託料、これが200万円程度、あと学校メール等運用保守委託、これが60万円程度、それと学校対応、学校訪問活動ということでの委託で23万円程度、それとG I G Aスクールの端末とアクセスポイントの保守で300万円程度となっております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 115ページの負担金補助及び交付金のところ、標茶高校への振興会、1,000万円になっています。このうち交通費、高校生の交通の補助ということですが、およそこのうちの何人ぐらいが補助対象になるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

詳しい数字はちょっと押さえていないのですが、J Rとかバスとかで通ってくる生徒で、半分ぐらいは町外から来ている生徒だというふうに確認しておりますので、大体100名程度かなというふうに思っております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） これも聞いておきたいのですが、小学校費と中学校費の会計年度任用職員、人数を聞きたいのです。小学校は減っていますよね、たしか。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えします。

小学校も中学校も特別支援教育支援員、パートの方の分で、小学校が3名、中学校が2名分です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 教育振興費の会計年度任用職員というのは、121ページです。

○委員長（後藤 勲君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） これにつきましては、外国語指導助手2名分の補助となっております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 22ページ、労働使用料の1節勤労者会館使用料は、前年度、さらには一昨年度と比較して大幅に増額をしております。56万4,000円になっておりますが、この内訳と、それからこのように56万円という積算根拠を教えてくださいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

これにつきましては、標茶町勤労者会館条例の別表のところにうたわれているのですが、長期使用で2団体が使用されておまして、長期にわたり会館を使用する場合につきましては、町長が別に定めるとされておまして、それぞれ5,000円と1万円ですと徴収させていただいたところなのですが、今般、ほかの公共施設との均衡を図るために、それらの考え方を基に見直しを行っております。

算定の方法につきましては、1平米当たりの月額使用料を基にしまして、各団体が使用しています面積当たりの使用料を出しますが、さらに灯油代、電気料、上下水道料、ガス代、電話料につきまして面積案分をしまして算出しているところであります。

個々の家賃といたしますか、使用料になりますか、月額で申し上げますが、1万8,000円と2万9,000円で、その12か月分として積算しているところであります。

また、これにつきましては監査委員からの指摘を受けておまして、令和2年度中に検討するよとということと言われておりましたので、このような積算をさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、課長のほうから監査委員からの指摘、総括でもやらせていただくのですが、監査委員からの指摘というふうにお答えになりましたが、これは監査委員の指摘事項に家賃の値上げということの指摘だったのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

令和元年度、それから令和2年度、文書並びに口頭でやり取りしている中で、今の状態がどうかということについては言及できないけれども、社会通念上どうなのかという観点で再度見直しを図られてはいかがかと、そういった趣旨の言葉がありまして、検討をしたところであります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 23ページ、2節のときわパークゴルフ場の使用料と75万円、私もうっかりいたしまして去年の資料を見ませんでしたので、これについては、私、以前にいろいろ教育委員会に質問しておりますけれども、いわゆる使用料についての改正といえますか、研究、検討なされての結果なのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

令和3年度に計上いたしました75万円につきましては、検討した結果の範囲ではなくて、これまでの積算という形での計上でありますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 23ページなのですが、博物館観覧料、これは何人を目指しているのか。

それから、使用料というのは、どういう性質のものなのですか。

○委員長（後藤 勲君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

博物館の観覧料につきましては、年間で3,000人、これは一般の方です。そのほかに団体ということで150名を見込んでの積算となっております。

また、館内の使用料につきましては、館内に研修室がございまして、そちらを使用した場合の使用料という形になっております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 27ページ、新型コロナウイルスワクチン接種、これなのですが、新しく入ってきたのですけれども、何人分として来ているのでしょうか。人数ではないのですか、これは。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

この新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金といいますのは、国のほうか

ら標茶町の上限、最大値ということで3,200万円が提示をされております。その部分と、それから実際にワクチンの接種に係る費用、各医療機関に支払わなければならない接種費用、その部分を一部見込みまして3,300万円を見込んでいる。あくまで接種に関しては今のところ全町民を対象に見込んでいるというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 27ページ、土木費、国庫補助金、2節の道路メンテナンス事業補助金、新規ということで説明あったのですけれども、ちょっと中身をお知らせ願えればと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 道路メンテナンス事業補助金につきましては、これまで橋りょうの長寿命化に係る点検費、補修費、調査設計費などが社会資本整備総合交付金事業の中の繰り出しとして出ていたものが、政府の補助金の仕組みが変わりまして、新たにその部分については道路メンテナンス事業補助金という形で交付される形になりましたので、新に創設されたものでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 以上で議案第23号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第24号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から7款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第24号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第25号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から5款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 13ページ、2目管渠管理費の14節工事請負費、補修工事請負費となっています。それから、同じく15ページの塘路管理費の中の管渠管理費、これにも同じように14節、補修工事請負費が出ています。さらに、磯分内についても同じです。その内容を教えていただきたいのと、24ページ、2款1項1目公共下水道整備費で、14節工事請負費、公共下水道の5,700万円、特環で50万円、この内容についてお知らせください。

○委員長(後藤 勲君) 水道課長・平間君。

○水道課長(平間正通君) お答えします。

最初の13ページの14節工事請負費331万6,000円についてお答えします。これについては、公共ます補修費で17万9,000円の4か所分で71万6,000円、人孔の補修で27万5,000円掛ける4か所で110万円、舗装及び補修工事で150万円、合計で331万6,000円となっております。

次に、1款3項1目14節の23万円についてご説明します。人孔補修で1か所23万円となっております。

次に、磯分内のほうも同様に補修で23万円となっております。

それから、2款1項1目14節、公共で5,700万円、特環で50万円の内訳ですが、公共の分5,700万円の内訳ですが、公共下水道の電気設備(返送汚泥流量計更新)で400万円、電気設備(次亜注入量計)の更新で400万円、電気設備(非常通報装置更新)で200万円、それから電気設備(ポンプ井水位計)で340万円、それから標茶9号管渠更新で3,900万円、桜マンホールポンプ所のダクト等の更新で360万円、その合計で5,600万円になります。そのほかに公共汚水ますの新設工事で100万円、合わせて5,700万円になります。

あと、50万円については、磯分内のほうなのですけれども、汚水ますの新設工事で50万円を予算化しております。

以上です。

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今、24ページの公共下水道整備費の関係で、9号管渠の改修というかな、改善かな、3,900万円という答弁がありました。これはどういう内容なのか。

○委員長（後藤 勲君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 説明資料に図面がついているかと思うのですけれども、位置的には、中学校の横の通りから警察のところを曲がって、役場庁舎前をずっと開運町のほうまで行って、それから堤防のほうに抜けるのが雨水の9号幹線になっているのですけれども、その部分で鉋路川からの50メートル分を雨水管更新するというものなのですけれども、現在入っているボックスカルバートが、鉄筋等が出ているような破損している部分があるのですけれども、そこの部分を、更生工法とって、ボックスの中に新たに管を造るような、そういう工法で更生していくということになります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今の説明の中の、新たに鉄筋とか破損している部分の内側にまた管をコーティングするのか、そういう作業だと思うのですけれども、そういう事業というのは、特殊な事業なのか。

○委員長（後藤 勲君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 工法としては特殊な工法で、やるところも限られるようなことになります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第25号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第26号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。深見君。

○委員（深見 迪君） 歳出ですね。介護保険料のほうですね。サービスではないですね。

(何事か言う声あり)

○委員長(後藤 勲君) 深見君。

○委員(深見 迪君) 今のはサービスのほうにも入っていいのですか。駄目ですね。分かりました。

○委員長(後藤 勲君) ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第26号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) なければ、以上で議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第28号、簡易水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 14ページ、簡易水道事業費の中の18節、この中で道営農地整備事業負担金8,210万円、この内容についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） ご説明いたします。

これについては、虹別地区の水質対策として、多和萩野の水源から虹別の、今、既存のポンプ所まで水を引っ張って、水を希釈して水質をよくするという、道営事業でやっている事業になります。道営の事業費としては2億4,600万円なのですが、町の負担分として、ここで8,210万円になっております。基本の補助率は27.5%です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 13ページ、委託料が、給水委託料から水質検査委託料まで記載されています。水質検査とそれぞれは分かるのですが、施設管理委託料が1,127万5,000円、これは多分、貯水池とかの件だと思うのですが、何か所になるのかお伺いします。

それと、その下の2款1項1目の簡易水道事業費の14節工事請負費、ここも補修工事請負費になっているのですが、金額的に大きいので内容を教えてください。

○委員長（後藤 勲君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 施設管理委託料ですが、簡易水道にある施設、全箇所になります。細かいところまで全部ちょっと数量を押さえていないのですが、配水池等で69か所だったかと思えます。それらの施設の巡回点検ということで、あと、そのほかに塩素注入の追加だとか清掃、あと水槽の清掃も含めて、あと水質検査の採水まで行っております。地区は東部、南部、西部の3地域で実施しております。

それから、14節の工事請負費ですが、その内容について説明いたします。まず1つ目が上多和地区の導水管の移設で1,278万2,000円、茶安別地区導水管移設で647万9,000円、東南部地区の計装機器の更新で、これは北片のテレメーター、萩野流量計、西熊牛の水位計、警報器等の更新になりますけれども、655万6,000円、南部地区機器更新といたしまして、塘路、水位制御用のボールタップの更新、これが283万8,000円、西部地区の施設改修で、西部ポンプ場の屋根、壁等の経年劣化の改修として699万6,000円、毎年、管路調査を行っているのですが、その際に不良箇所だとかその辺が出てきていますので、その部分の補修について189万2,000円、そのほかに突発的に災害等が起こったときのために200万円を計上しております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第28号、簡易水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第29号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第29号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第30号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） なければ、以上で議案第30号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議題8案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 新年度予算に当たって、何点かにわたって質問をさせていただきます。

初めに、子育て、昨日、ファミリーサポート制度の問題について、この制度は、2015年から始まった子ども・子育て支援新制度で13の事業が国のほうから展開されるわけですが、このうちの一つとしてファミリーサポートセンター事業というのがあったのですね。それで、私、厚生労働省の係に直接電話しまして内容をいろいろ聞いたのですが、依頼会員、預けたい人ですね、それから提供会員、預かる側のボランティアの人、50人・50人いれば、つまり全体として100人が登録されれば、100万円の補助を出しますよというふうに、その担当課の人が言って、かなり熱心に、ぜひ標茶町でもやってくださいというような、厚生

労働省、上のほうはなかなかですけれども、担当課になるとすごく熱心なのですね。

それで、私も幾度となくここで、標茶でもこのファミリーサポート制度をぜひ展開してほしいという。当時、佐藤町長が担当課の課長でありまして、多分社協に何度となく足を運んでこの設立に尽力されたということを私も覚えていますし、何度となく当時の課長のところに相談に行ったこともありました。その結果、標茶でようやくファミリーサポート制度というのができて、標茶の場合は名前が子どもサポート制度でしたか、ということのできたやつですね。

先日、一般質問もあったわけですが、私は、町長のご答弁の中で、まずは体制を整わせることが先決だと、とりわけ子供を預かる側のボランティア、提供会員、これが7人ではどうしようもない実態なのですね。私も妻と一緒に提供会員に応募しまして、テストではないですけれども、いろんな訓練も受けまして、訓練の中で子供を落としてしまったこともあったのですけれども、結構きちとした体制で、社協の係の方はこれを進めておられると。しかしながら、提供会員が7名では、少なくとも2桁以上いなかったら、これは成り立たないと。何度となく依頼が来るのですけれども、どうしても断らざるを得ないような状況というのはあって、ただ、やっていく中でいろんな話が伝わりまして、そして、私が退職したら必ず提供会員になるからねという人も結構いたのです。いたのですけれども、再任用で多分ほぼ役場に持っていかれたのではないかなと。あちこちで人不足ですからね。

というような状況もありまして、先日、町長がおっしゃった、体制をまず整わせることが先決だと。ぜひ、このことに力を尽くしていただきたいと。そうすると、サービスのメニューがどんどん広がっていくのですよ。釧路市あたりは、部活で暗い中、家と学校を歩き来することは危険だということで、その部活の送迎を担当したり、あるいは子供が急に病気だったり、保護者が急に病気だったり、そういうときとか、学校にいた子供が軽度の病気の場合なんかは、臨時的、突発的に子供を預かるとかというふうにメニューがたくさんあるのです。だけれども、できないのです、やっぱり提供会員が少ないと。ということで、町長がご答弁なさったような体制を整わせること、このことにまず力を入れていただきたいと思うのですが、何かそういう見通しとか呼びかけとか、これは単純に広報しべちゃで書いたって駄目ですから。直接会ってということで、ぜひやってほしいと思うのですね。

それで、いろんな学者が、例えば、シルバー人材センターの活用、うちらは高齢者事業団というふうになっていきますけれども、こういうところの活用なんかもうたっていますし、そういう点で、とりわけ提供会員を増やすための方策と申しますか、努力と申しますか、そういうことについて町のほうのご意見を伺いたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まさに委員おっしゃるとおり、提供会員の不足というのは、喫緊の課題であるというふ

うに私どものほうでも認識しているところでございます。ちょっと時間がたってしまいましたが、昨年4月に、委員もご存じかもしれませんが、アンケートというものを提供会員の皆さんから頂いております。その中でも、ほぼ100%に近い方が提供会員が不足しているというところの認識は持っていらっしゃるというところで、一般質問の町長の答弁にもありましたとおり、やはりまずこの部分を充足していかなければ、なかなか子育て支援という部分の面の広がりというところでは難しいのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

その部分につきましては、本来でありますと、昨年の4月以降に社協さんとも協議をしながら、何とか提供会員を増やすための新しい講習会を開催できないかということで昨年に入る段階では協議しておったのですけれども、このコロナの環境下で、いろいろな講習会、それらを含めてなかなか開催できる状況ではございませんでしたので、昨年については一旦諦めているところです。

また、令和3年度につきましても、状況が改善しつつあるというところを含めて、この後また社会福祉協議会さんとも協議をしながら、できるだけ早期にこのような講習会を開催し、提供会員を拡大するPRを含めてどういった取組が必要なのかというところを、お互い共通認識を持ちながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 町の力を信頼して、今年中に、新年度、今の提供会員が倍ぐらいになることを期待して、次の質問に移りたいと思います。ぜひ頑張ってくださいたいと。

2つ目の質問です。サルボ展望台の進捗状況について、ちょっと伺いたいなというふうに思います。

あわせて、地域では駐車場の拡張についての話も出ています。あそこは、ちょっとこれはどうかなと思うのですけれども、結構車が入り込んで、道路用地にまで入り込んで、大変危険な状況もあるということで、国道の延長線上にもう国道でなくなった空き地があるのですよね、開発の管轄で。そういうところを広げて、開発さえいいと言えればいいのだから、道に行けばそういうような答えが返ってくるわけですが、ぜひ、その駐車場の拡張を含めて、サルボ展望台の進捗状況を聞いておきたいなというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） サルボ展望台のことについてお答えいたします。

遊歩道含めまして、昨年度から北海道のほうで整備をしております。今年度につきましては12月の中旬から工事が始まりまして、今月中には終わるという見込みでは聞いているところでございます。

それから、駐車場につきましては、地域からもいろいろ要望が出されているところなのですが、これにつきましては、公安委員会のほうから危険なところであるということの指

摘を受けていまして、これについては、引き続き拡張できるかどうかを含めて関係機関と相談してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

○委員（深見 迪君） 駐車場については、危険だということで公安委員会がと、何がどういうふうに危険なのですか。広げることが危険だということですか。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

カーブの部分に駐車場をつくるということが危険だというふうに伺っているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、あそこは結構S Lの走っているときはまた全然別な目的なのですけれども、物すごく車が止まっていましたよね。それから、シーズンになると、大変な人が来ます。だから、駐車場がないほうが逆に危険なので、公安は何を考えているのかなというようなことを、こういうところと言ったらまずいのかなと思うのですけれども、駐車場について危険でないような形で、ぜひ考えていただきたいなど。それでなくても、今だってトイレのあるところに駐車場、幾つかのスペースはあるわけですから。あるわけでしょう。あれは公安に言わせれば危険な場所なのですね。だけれども、あそこの奥をもっと広げるということについては、逆に安全なやり方をすれば、きちんと安全を保てるのではないかと思うので、ぜひその辺、今聞きましたから答弁は要りませんが、駐車場を広げるということについて、駐車場が狭いほうが危険なのか、広いほうが危険でないのかということについて、ちょっと考えていただきたいなというふうに、公安とも話し合っただけというふうなふうに思います。お願いします。

それから、3つ目の質問です。

3つ目は、ちょっと財政問題なのですけれども、財調については5億9,000万円取崩しがあって、その使い道が、一覧表が出ていますよね。備荒資金の6億8,000万円、これも取崩しがあるのですが、これは何か主立った使い道というのがあるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

財源不足を補うためということで、支消を考えているということでございます。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 財調については、ああいうふうに一覧表で使い道をきちっと定めているのだけれども、備荒資金については、何か予備費みたいな言い方をしていたけれども、これは決まった使い道というのはないのですか。ある程度考えているというかな、こういうところが足りなくなるのではないかという、予備費的な考え方で取崩しを準備して

いるということですか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

委員もご承知のように、備荒が今年度、昨年度急遽入れるような状況になったということではございません。行政、町の予算の構成につきましては、歳入と歳出ということでそれぞれ予算を持つわけなのですけれども、歳出予算を補うためにそれぞれ歳入を確保していくわけなのですけれども、最終的に全ての歳出を賄うためには、歳入も整えなければならぬということになっております。結果的に、町税、地方交付税等々、補助金も含めてですけれども、起債も含め全て調整した上で、なおかつ足りない部分について財調、備荒資金ということで補填している、充当しているということでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

財調につきまして、特に何に使わなければならないという決まりがあるわけではございませんが、私ども標茶町の考えの中では、一応、財政調整基金の充当につきましては、一般建設事業に充当するというで計上しておりますので、皆さんにお配りしております予算説明資料の7ページにございますけれども、一般建設事業等につきまして、その財源に充てているという部分では、明示をしているということでございます。

備荒につきましては、特に何に使うという部分の明示はございませんので、それらにつきまして、財源不足に充当しているということでございます。補助金の伴わない、起債の借入れができない事業というのは、ソフト事業を含めて本町6億円ほどやっているのは、皆さんご存じかと思えますけれども、やはりそれらの部分については、一般財源に充当していくわけなのですけれども、当然財源が不足するというでございまして、それらに充当していくと。

あと、起債の償還につきましても、増えた部分につきましては、やはり充てるのが、起債は、借金は一財で返していかなければならない部分がございまして、そういった財源に充てていくということで備荒は考えているということでございまして、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほどの深見委員のご質問に対して、財政調整基金の充当目的については何も決められていないという答弁を行いました。私の答弁間違いでございまして、財政調整基金の充当する部分につきましては、建設事業及び災害等の事業の

財源充当をするために使われるものということで決められているということで、訂正の答弁をさせていただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 大体分かりました。色がついていないというか、そういう意味では、また年間通して財政に余裕が出てきたら、備荒資金にまた戻していくというようなことは毎年やられているかなというふうに思うのですけれども、大体分かりました。多分、財調ははっきり用途が決まっていて、ああいうふうに出てきて、備荒資金は町の預金ですから自由に使えるのだらうなというふうに思ったのですけれども、それは足りない部分を補うために振り分けているということなのですね。分かりました。

最後の質問です。

憩の家についてなのですが、しつこいようですけれども、この間、憩の家についてのいろんな報告を全員協議会で事細かに伺いました。重ねて、あそこまでいくのであれば、この間、全員協議会の中で10か年計画の、総合計画の内容をずっと見させてもらったけれども、もう本当にたくさんのアンケートと意見が、あるいは要望事項とかが出ていました。あれだけのことをやれるのだから、憩の家についても重ねて町民の要望を聞くつもりはないのか、どんな形になるのか分かりませんが、それをまず1つ聞きたいことと、私どうしても分からないのが、悪夢とは言いませんけれども、悪夢に近いものですが、破産したときの状況、経営状態が悪化した場合に、何も変わっていないわけですから、何も変わっていないと言ったら町長に叱られるかもしれませんが、悪化した場合に、また町がどのような補填というか、態度で臨んでいくのかと。

民間ですから、もうこれ以上悪化してやっていけないわと言ったら、手を引くわけですよ。あるいは、町がいろんな形でまた援助をして、何とか続けてくれというふうには言うか、その辺の見通しが全く、この場で賛否同数で議長裁決で経営者が決まりましたけれども、経営していった後の状況で、もしこの間みたいに悪化した場合に町はどういう姿勢で臨むのかというようなことが、どうしても分からないのです、その辺の見通しが。その辺について答えることができれば、ちょっと答えていただきたいなと思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず1つ目、今後町民の声を聞く、そういう予定はあるかどうかということでもありますけれども、これまでも同様の質問を頂いておりますけれども、考え方としては変化は持たせてございません。実際に今、実施設計に取り組んでいるところであります、その実施設計の中に、指定管理者、予定者たちの声も取り入れながらというようなことも若干作業としながらやってきております。出来上がったものについて、この先全くそういう場面がないとは言いきれませんが、出来上がったもの、こういうものになりますよということについてはアナウンスできる可能性あるのかなというふうに思いますけれども、この段

に及んで、どんなものがよろしいですかというような話ではないのかなというふうに思っております。

それから、経営が悪化した場合というところのお尋ねなのですけれども、指定管理者の公募の作業、それから協定書を結ぶ段階で、それぞれのリスク分担という項目があります。その中で、通常の経営悪化については経営者たる指定管理者が行うということが原則になってくるというふうに思いますけれども、ただ一方で、委員、悪夢というような表現をされましたけれども、観光開発公社の検証した中で、全員協議会などでもご説明申し上げておりますけれども、経営基盤のやはり体力の問題だったりが一番大きいだろうと。それに関しては、観光開発公社は、いわゆる第三セクターにおいては、非常にまれながら大きな財政支援あるいは指定管理料をもらわないでずっとやってきたと。そういった中で最終的に資金がショートしてしまったという、そういう経過をたどりながら、新たな公募の中では、指定管理料を支払うことができるというふうに規定をさせていただいております。その上で、せんだつても報告をさせてもらっているのですけれども、全員ではありませんけれども、委員の皆さんから指定管理料の払い方については、しっかり規定しながら担保したほうがよろしいのではないかなというようなご意見を頂いておりますので、それらも含めながら、今後さらに練っていききたいなというふうに考えているところであります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） いまいち分からないのですけれども、私が危惧しているのは、議会でも賛否がほぼ拮抗している。本来であれば、あの憩の家は、町の貴重な財産で、町民の貴重な財産で、あそこは町が発展するための一つの起爆剤になるのではないかなぐらいな気持ちは私たちも持っています。持っていながら反対したのですけれども、やっぱり心配なのは、また同じ轍を踏まないのかということの見通しがどうしても見えないのですよ。

だから、そのことでいろんな形で、さっきこの段に及んでと言いましたけれども、この段に及んでと、まだ始まったばかりですから今さら引き返せないなんていうことではなくて、本当に町の未来のためにああいう投資が必要なのかなのかということについて、私は非常に危惧しているところなのです。それは今までの例を見ても、ピルカ・トウロの例を見ても、憩の家の破産の例を見ても、そのことが非常に心配だと。以前の憩の家は、今、副町長言いましたように、最後の1年間だけ指定管理料を出しましたけれども、それまではなしでやってきたわけですから。それは、広範な町民の株とかいろんな形での支援、盛り上がりというのがあって、何とか続けてこられたと思うのですよ。

だから、そういう点では、もし経営状態が悪化すればどうなるのかということも示せない状態では、やっぱりこの段に及んでという言い方は、妥当な言い方ではないのではないかと私は思うのです。もし経営状態が悪化すれば町はどのような態度で臨むのかということについて、いま一度お考えを示していただきたいなというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、経営悪化等があった場合については、協定の中でも、町と指定管理者が協議して対応するというふうになっております。そのときに具体的に出てくるのは、恐らく指定管理料の支出あるいは指定管理料の増額、そういったことになってくるかというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。
深見君。

○委員（深見 迪君） 最後の質問です。

つまり、やはりどうなるか分かりませんから、言ってみれば旅館業ですから、そうなる
と、町と指定管理者が協議して、町の支出があり得るというふうに理解してよろしいです
ね。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） そのご理解で結構です。

（「終わります」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 委員、すみません。先ほど2点目のサルボ展望台のところなの
ですけれども、一言答弁をさせていただきたいと思えます。

公安委員会のほうでの危惧という答弁をさせてもらっているのですが、私どもの理解と
しては、交通量の多い国道に面しているところに駐車場の出入口があることが危険だとい
うふうに言っているというふうに理解しております。ですので、その奥にある駐車場の広
さについては、逆に言うと、出入りの台数が多くなると余計危険になるというふうに思っ
ているのではないかなというふうに推察をしていたところであります。ご案内のとおり、
後ろには山があり、前には国道があり、横のほうでは湿地がありというところで、そうい
った自然環境を潰しながら広げるわけにもいかずというところで、なかなか難しさがある
のかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、道路管理者あるいは公安委員会などとも協議しながら、少し
でも改善の方向については考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いた
だきたいと思えます。

（「終わります」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから、先年度の総括ということで
何点か質問をいたしたいと思えます。

佐藤町政、事実上3年目の町政執行であります。この間は多岐にわたる諸問題、さら
には新型コロナウイルス感染拡大により、全国はもとより本町においても、社会活動、経
済活動に自粛を余儀なくされる町民は、日々行政に対し、様々な対策を、あるいはまた要

求をしております。町財政状況は、引き続き厳しいことは十分理解しております。厳しいときだからこそ、めり張りのある予算編成を求めるものであります。

執行方針で述べられている、守りの町政から攻めの町政へ転換を目指す、町長は言っておられます。まさに時代に即した執行姿勢であると評価をいたし、主要施策として5点対策を掲げられ、具体的に予算化している対策中4点、計画中と思われる、また、実施しなければならない対策1点について、5件質問をいたしたいと思います。

第1点目は、地域活性化対策という項目の中にある問題であります。

令和2年度には、移住促進事業として1,365万8,000円が予算計上されました。地域おこし協力隊による「馬と共に暮らせる町」とあります。本年度の令和3年度は、今度は「馬を核とした地域間交流」を進める、それによって移住促進を図るというふうに実は書かれております。私はそのように理解をいたしました。馬との関連、移住生活の問題ということで、一貫性のない事業に私は見えてなりません。もう少し掘り下げた「馬を核とした地域間交流」とはどういうことなのか、改めて説明を求めたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

令和2年度、地域おこし協力隊という記載をしておりましてけれども、今、地域おこし協力隊、私どもには1名いるわけなのですけれども、昨年までは2名おりました。1名は3年間の任期を終えまして地域おこし協力隊の任を降りたということで、その方がこの「馬と共に暮らせる町…標茶」という事業を発案というか、企画を持って、平成29年に私どもの町に地域おこし協力隊として採用したときに、その「馬と共に暮らせる町…標茶」という企画を私どもにご提案をされ、その事業を行っていくということで始めたのが始まりでございます。昨年までは、この地域おこし協力隊の方をチーフといいますか、この方がメインに動いておりましたので、記載の内容も地域おこし協力隊をという記載にさせていただいておりましたけれども、昨年任期を終了し、個人事業主として同じ業務を継続してもらえるとということで、私どもその方に事業内容を委託するというところで事業を出しているところでございます。

一貫してやっている内容に変更はございません。ここに書いている文言が多少変わっているのですが、考え方が違うのではないかとというふうに捉えられたかもしれませんが、私どものやっていることは一貫して今まで一つも変わったことはございませんので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 課長は自負しておられるようでありますけれども、私から見ても、あるいはまた一般町民から見ても、いわゆる主眼点にある「馬を核とした」「馬と共に生きる町」、地域おこし、これの事業内容が全く見えてきていないというふうに、全くと言ったら叱られるかもしれませんが、そこで私は一貫性がないのではないかとという実は話をしたわけでありまして。

お試し移住ということにも、ここにも実は説明書の中に書いてありますが、地域おこし協力隊、さらにはその中で馬を核として、そしてお試し暮らし住宅を使って移住をしてもらって町民との交流を図りながら町人口を増やしていくのだという、総論的なもので私はあると思うのですが、その具体的な成果というのは実質ありますか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

馬を核とした地域間交流事業という部分でございますけれども、現在、この制度を始めたときから、今やっている事業の部分では引退馬の預託という部分で、本州と申しますか、関東圏に、関東圏と限ったわけではございませんけれども、乗馬クラブにおいて乗用馬として使用していた馬がもう使用しないと、引退をしたと、その馬の預かりをするということで、引退馬の預かり事業は当初から行っておって、今現在は、令和2年度現在では5頭の預託を受けているところでございます。元地域おこし協力隊の方ですけれども、今継続して事業をやっている方によれば、お話を進めていって、今年度、令和3年度は10頭分ということで予算計上はさせていただいているところでございます。メインとする部分は、まずこの馬主さん、要するに、乗馬クラブで使用していた乗用馬の引退馬の馬主さんと私どもの町にある牧場が契約をして、引退馬の預託をするという契約をされた方に対して半額補助ということで、今現在行っている部分がございます。

それと、この方が活動している部分は、皆さんもご存じのとおり平成30年度からクラウドファンディングによる寄附を受けているわけなのですが、それは「馬と共に暮らせる町…標茶」の事業に賛同していただける方ということで寄附を頂いているわけなのですが、そのクラウドファンディング等々に関する寄附のPRと申しますか、そういう活動を本州の乗馬クラブ等々で行って、寄附額も格段に伸びているという成果が出ております。

令和2年度はコロナによって実施はできなかったわけなのですが、その乗馬クラブ等々にいる方々を広報官として招致して本町の町を見ていただいて、宿泊もしていただいて、乗馬ができる環境やなんかを見ていただいて、それを地元に戻っていただいて、その中から馬に関心のある方ですけれども、本町に来ていただいて、今度標茶を見てもらう。この中で、標茶が気に入っていただければ本町に、結果的には今すぐ移住者が出たとかそういう部分ではございませんけれども、そういう部分をまず人づくりというか、人の流れをつくっていききたいということで、本年度の町政執行方針の中では、交流人口、関係人口の拡大を図るといふ部分から、この部分から切り口を持っていって、将来的に移住に持っていきたいというふうに考えている部分でございます。

お試し暮らし住宅の部分につきましては、今までは私ども直営ではなく、商工会青年部の方々にやっていただいたわけなのですが、令和3年度から私どもが直営でやっていくということになりました。

直接このお試し暮らし住宅で何人か移住をしてきている方もおりますけれども、お試し

暮らし住宅に1回来られたからといって、すぐ移住に結びつくという部分ではないというふうに考えています。お試し暮らし住宅には1人1回しか入居はできませんけれども、そういった中で、本町、また近隣を見ていただいて、この道東、東北海道を見ていただいて、気に入っていただいて、標茶に住む物件はないでしょうか、標茶に住めないでしょうかというのも数件問合せが来ているような状況でございますけれども、まだ具体的にそのような状況には、お試し暮らし住宅からつながる部分としては、今のところございません。

ただ、塘路に実際に駅前に入っている部分もございますし、あともう一人、塘路地区にももう一組移住されている方もいますけれども、そういった形で少しずつつながりを持っていきながら移住は進めていきたいなというふうに考えているところでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） こういう事業でありますから、今日やったらあしたすぐできるということにはならないことは、十分、私、理解をしていきたいと思えます。

しかしながら、私ども農家であり、長くやっていたことから、どうしても馬を核とするとなると、やっぱり馬産というふうに、私はどうしても考えざるを得ないわけでありまして。前回の本会議でも、ある議員がこの馬を核としたということに対しての一般質問の中で、馬産という大きな意味の質問をしたこと、私、記憶しておりますけれども、今、課長の説明によりますと、そういう昔のような馬産王国標茶ということではなくて、いわゆる移住ですとか、あるいはまちおこしの中で馬を使って、核というふうに表現しておりますけれども、それを使ってアピールをし、住民を呼び込むのだ、あるいはまた理解してもらおうのだというふうに捉えざるを得ない、そうであるのかなというふうに私はいま一度考えなければならぬわけでありましてけれども、しかしながら、実は以前にも質問の中で私、阿歴内の馬の施設、公園、何ていうのかな、ごめんなさいね、すぐ忘れてしまうのですけれども。それらも含めて、やはり馬を核とするということになってくれば、今回、間もなく厚岸も含めての湿原の公園、さらには釧路の湿原、さらには塘路湖、あるいはまた、今、憩の家のお話が深見委員から出されましたけれども、もろもろの中で阿歴内のあの公園を、やはり馬と核とするアピールの中に、私はいま一度あの施設というものを十分見返す必要があるのではないか。

特にまた、あそこのそばには閉校になった学校もございます。そんなことも含めながら、単純に地域おこし協力隊の方々に依存だけするのではなくて、いわゆる企画なり、あるいはまた商工観光の中で本当に馬を使ってのアピールということとなれば、私はちょっと不満足なのです。さらにアピールするものがもっと、町民とともに馬を、引退馬だけ使うのではなくて、いわゆる馬の美しさ、すばらしさ、愛らしさを訴えながら、本町の振興あるいは核としての、私、馬というものの格付を、もうちょっと町民にぴんとくる、やはり施策なり訴え方をさせていただきたいが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

大変私どもを後押ししていただける委員のご意見だったかなというふうに考えております。

私どもも、たまたま阿歴内ですけれども、阿歴内にある牧場に引退馬を今預かってやっているというところで、その引退馬の馬主さんも、本町に見えられた際に、その施設を見ております。大変すばらしい施設だという評価も頂いております。それとあと、本町に馬のツアーを企画、やっている方が地域おこし協力隊であったときに、馬を活用したツアーを企画したときに、阿歴内の公園も使って乗馬もしています。すごくすばらしいというご意見も頂いております。その中で、阿歴内だけではなく、標茶の中で、今、馬が乗れる場所として牧場長ともお話をさせていただきながら、牧場の一部も活用させていただくこともお話をさせていただいておりますし、馬に乗る場所について河川敷地も一応活用したいということで、開発さんとの協議も進めているという部分もございます。まだまだ乗馬に関してはちょっと標茶は施設、設備が整っておりませんので、今ある状況の中で乗れる場所を探していきながら乗馬をしていきたいというふうに考えていますので、阿歴内の馬事公園ですか、公園の部分も昨年度2年度は農林課の予算で一部改修もしていただいた部分もございますし、ぜひその部分は今後も活用していきながらいきたいという部分では私どもも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、先ほど馬事振興という部分でいくと、どうしてもやっぱり馬産ということになると畜産のほうの絡みになりますけれども、今私どもで接触している乗馬クラブ等々の方々は、ここであまり言っていないかどうか分かりませんが、馬を食するという部分には反対をされる方々がちょっと多いものですから、生産は全く考えていないということにはならないと思います。今後これが大きくなって、乗用馬振興というふうになれば、やはり馬も生産していかなければ乗用馬の部分はできないというふうには考えていますけれども、規模がどのくらいになるかという部分もありますけれども、それは今後当然出てくる諸課題なのかなというふうには考えておりますけれども、委員ご指摘の阿歴内の馬事公園の部分については、今後、私どもも有効に活用していきたいなというふうには考えているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） ここで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時58分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本多君。

○委員（本多耕平君） それでは、貴い時間でありますので、簡潔に質問いたしたいと思っております。

質問の2番目といたしまして、めん羊事業についてお伺いいたしたいと思います。

令和2年度までは、従来の育成牧場でのめん羊の飼育あるいはまた観光、福祉の両面から飼育をしておりましたけれども、昨年から新規事業としてめん羊事業という正確なものを上げられてまいりました。

昨年は金額にいたしますと、550万円ばかりの新規事業ということで取り上げられております。本年度はまた新規ということで、約750万円の予算を組んでおられます。2年続けて、いわゆる新規という名目でのめん羊事業の取組のようですけれども、本年度の750万円についての新規事業ということでの予算配分の在り方を説明願いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

約750万円のめん羊事業の内容でございますが、大きくは増えている部分として、実は令和2年度についても地域おこし協力隊ということで、予算化をさせていただいておりますが、2年度から募集をかけまして先般やと来てくれることが決まりました。その地域おこし協力隊に関わる部分として、約310万円ほどの経費を見込んでおります。これは活動に関わる旅費、それから必要な消耗品関係、あとは車両の貸付けをしようということで車両のリース代、あと地域おこし協力隊が来る住宅関係の使用料の補助などを経費で見込んでおります。それ以外の経費としては、従来、羊、牛を管理する上で必要な部分、消耗品関係、餌関係、あとは出荷に関わる手数料、それから一部綿羊の飼育を委託している部分もありまして、飼育委託料、そのほか資材関係の部分での経費で、合計で750万円ほどの予算を上げさせていただいております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） この施策の中で、大きくは羊の安定供給とブランド化を目指しめん羊事業を進めますというふうに、大きく目的を持っておられるようです。

ただ、その中で、今の説明ですと、新規ということでの昨年のめん羊事業の取組、今年度のめん羊事業の取組、大きく目的を持ったブランド化を目指す、あるいはまためん羊事業、めん羊の安定供給をするという中で、新規事業がどのように1年の間に変わっていくのか、変わることができたのか、その点についてもお聞きをいたしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

予算づけの中で、どのようにそれら安定供給、ブランド化に向けた部分に反映しているかというようなご質問かと思うのですが、実はご案内のとおり、昨年コロナ禍によって出荷が令和2年度についても思うほど進みませんでした。その部分もありまして、生産体制についても繁殖に向ける部分を少し抑えたりしたところもあります。ただ、これは今の状況下もありましたので、出荷向けを多くしたところで、その部分が滞ってしまっ行き場がなくなってしまっても困りますので、そういう中で先を見越した中で生産体制をしている。

それから、安定供給、ブランド化に向けてということでございますが、どこを目指すかというところもあるのですが、やはり多和平という場所での飼養、あそこで草をはむ姿というのは牧歌的な風景としても観光部門でも重要だろうと思っております。それは当然続けていく。

それから、羊肉の当然安定供給という部分で、そこは昨年からフライスランド種という種を使った生産をしております。令和1年度については、その部分で成績がよかった部分もあります。ですから、成績はよかったのですが、それは肉としての評価がどうかの部分については、令和2年度、3年度に向けて評価をしていきたい、それがいいということになれば、フライスランドの受胎率、生産率がいいものですから、そこを強化していきたいというところがございます。

今言った予算的にはブランド化、安定供給に向けての大きな予算配分というのは、特段大きく数字を上げている部分ではございませんが、先ほど言った地域おこし協力隊がこの4月から活動を開始していただけます。その方々、2名来ていただけるのですが、肉製品、それから羊毛を使った製品開発、革製品開発というのも手がけている方々です。ですから、その辺の部分で、物産といいますか、そういう付加価値をつけた売り方、そういうところにつながっていき、特産品の開発、販路拡大につながることを期待しております。

そういう中で、地域おこし協力隊の活動がこれから実際始まりますので、この部分で何かしらのこういう部分に費用が必要とか、予算が必要とかいう部分があれば、またここについては補正予算とか、そういう中でご協議をさせていただきたいなと考えております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今の課長の説明を聞いて、本町で行政としてのめん羊の在り方というものは2通りあるのかなと。今、課長おっしゃったように、1つは大規模での観光地でのめん羊をあそこで見ることによっての牧歌的風景を重んじることと、もう一つは、やはりめん羊の繁殖を通じながら肉供給というブランド化を目指すということでの体制というふうには、私は何かちょっと見えたのかなという気がいたします。

そこで、実はお聞きしたいのですが、今ここでまた地域おこし協力隊2名の方を雇う、雇うと言いましたら失礼ですね。それで、私は、地域おこし協力隊の方の云々かんぬんということよりも、これだけ真剣に本町でめん羊事業に取り組むとなれば、めん羊の飼育というのは、私、素人ですけれども、昔は子供の頃は飼ってございましたけれども、めん羊の飼育というのは、本当にきめ細かな難しさがあるのではないかなという気がするわけです。その中で、特に私、今回言いたいのは、本町としてこれだけブランド化を目指しながら、あるいはまた安定供給、当然肉もそうでしょうし、農家個々がめん羊を飼いたいといったときには、安定供給をしていくようなことも含まれることでしょう。そういう中で、めん羊の飼育というのは、さっき言いましたように、非常にきめ細かな難しいものである。とすれば、知識、技術をやっぱり専門職として、昔で言えば、専門技術員というのでしょうか。いわゆるそういう方々の使用、協力といいますか、私は大事でないのかなという気が

するわけです。

今のお話を聞くと、そういう知識を持った協力隊員だとは言いますけれども、協力隊員がここで永住的にいわゆるめん羊事業に取り組んでもらえるのか。先ほどの馬のことではないですけれども、ちょいつなぎの私は協力隊員の使用といいですか、協力ではないという気がするのです。

どうですか。この際、めん羊事業に関して専門職員、専門知識、技術を持った職員を採用する。さらには、今、課長がおっしゃったように、飼育はもとより、ブランド化として販売していくとなれば、やはり消費者との関連あるいはまた販売ルートをどうするか、これは後ほど鴻池委員もめん羊事業の中での食の販売というようなこととお話したいというので、私はそれは控えますけれども、そういうことで、協力隊員はもちろん必要です。そういう知識を持った方が何人かいてくださることは非常に助かりますけれども、専門的な知識、技術を持った職員を採用するつもり、課長に聞いても、町長、どうですか、そういう職員を必要といたしませんか。私は、すると思うのです。そういう方を採用して、やはりちょいつなぎでなくて、本気にこのめん羊事業に取り組むということを私は訴えたいわけですが、それはいかがですか。町長にお聞きいたします。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘の部分、意を同じくするところもあるのですけれども、ただ、現実的な部分でいきますと、なかなか専門職の方を町の正規職員として雇用するというのは、人材の確保も含めてなかなか今の段階ではまだ難しいのかなというところがあります。

そこで、現実的な対応として、一定程度の経験等を持つ方を募りまして、地域おこし協力隊として来てもらう。任期は3年ですけれども、3年の任期が終わった後については、成功事例でいくと、本町に残ってもらって何らかの形で関わってもらうことができる。そういうようなことで、今3年ないし5年ぐらいのスパンについては、そういった形でやっていくしかないのかなというふうに感じているところがあります。将来的に、環境と申しますか、条件と申しますか、そういったことが考えられる時期が来るかもしれませんけれども、今、職員総体の定数のことを考えても、なかなかその専門職というのは厳しいものがあるというふうに感じているところがあります。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 意を異にせず通じていただけたらいいところがあれば、やはり協力隊員として、あるいはお願いした方を3年ではなくて、そういうことを条件に協力隊員の方々には将来この標茶でめん羊事業に取り組んでいただきたいというようなことも含めながら、ぜひその専門技術員、知識を持った技術員を私は採用することによって、この事業はある意味、成功の道を歩むのではないかという気がするわけです。

そこで、それもまず1つ成功したと思って、私、先日の委員会でも本会議でもお話しいたしましたけれども、あそこの大規模多和育成牧場で、これだけのめん羊事業に取り組む、

観光に、人に見せるだけならいいのです。あそこに二、三十頭置いて牧歌的な風景を見せるのはいいのですけれども、やはり専門的に、あるいはまた安定的に供給するという規模の羊を飼うとすれば、今のあの大規模では、とても私、十分ではないような気がするのです。当然、昨年も羊舎、いわゆる建物ですね、育成舎が不十分だと。どこかを改造したい、古い牛舎を改造したいとかという、多分、課長答弁だと思うのですけれども、私、ちょいつなぎの事業経営は立てるべきではない、事業計画は立てるべきではないと思うのです。今年2年目になりますけれども、ここまでめん羊事業としての新規取組ということで力を入れるのであれば、まず、その底辺、確保をやっぱりきちっとしないと、面積も含めてもちろん施設も含めて、そういう展望をどういうふうに持っておられますか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

現状、あその多和の基地の中でめん羊、これから安定供給等々を含めて考える場合には、もう少し当然増頭もしていかなければならないだろうというふうに考えております。

施設としてどうなのかというお話がありました。現実としては、今ある施設の中で何か所かに分けて飼育している状況でございますので、規模的に大丈夫かということ、今後、増頭しようとする、そこについては支障が出てきます。ですから、何かしらの手だてを考えなければならぬという状況ではございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ですよ。そうでなければ、将来にわたってめん羊事業というのはとても成功するものではないというふうに考えております。

1つとして、めん羊の肉の販売がなかなかいかなかった、先日の逐条でもちょっと実績を見ましたら、やっぱり落ち込んでいるということで、確かにコロナ禍の問題もあります。

しかしながら、一昨年まで、いわゆる町民といいますか、業者の方に綿羊の肉を配付するときに、以前は生体でもって業者に販売をしていたと。昨年からは肉を行政でもって屠場に向け、精肉にして卸していたと。したがって、単価の問題ですけれども、生体で買ったほうが町民の方というか、その業者にとっては有利なのか、有利というか、安価につくのか、それとも行政が解体をして精肉として卸すのが費用対効果でもってかなり違うような話、実は私、業者の方からお聞きしたのですけれども、そういう意味では理解をどのようにしていますか。いわゆる生体から解体を、解剖して精肉にして出す、卸すという位置づけ、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

生体単価、それから現在は枝肉単価、昨年からは条例でうたい、価格の算定をしております。生体単価というのは、生体で引き渡すということではなくて、以前もと畜に回しまして、解体した上で業者さんにお渡しをしております。ただ、その価格の算定として、出荷前に生体重を量って、生体重で幾らという金額で金を頂いていた。現在は屠畜をして枝肉

になった時点の重量を量りまして、それを今の単価を掛けて業者さんから頂いているという状況でございますので、その生体解体したという部分での差は特にございません。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 分かりました。

というふうに、私も素人です。前段申し上げましたように、この綿羊の飼育についてはぜひとも協力隊の力を頂きながら、永続的に将来にわたって、町長がおっしゃるように、ブランド化を目指してのいわゆるめん羊事業の取組に真っ正面からやっぱり取り組んでいただきたい。課長が言うように、今の状況では羊舎、いわゆる施設も含めて、現状では無理とは言わなかったはずなのですけれども、厳しいかなというようなお話がありました。ぜひ、その辺は現場の者等の理解を得ながら、綿羊事業の取組に邁進をしていただきたい、このように思います。

続いて、第3番目の質問に移りたいと思います。

固定資産税の賦課についてということでお伺いをいたします。

近年、離農、休農で空き家、牛舎などの未利用施設が散在していますが、固定資産税の賦課徴収は所有者との話し合いで決定しているのでしょうか。それとも、行政として未利用施設であっても固定資産税を賦課徴収しなければならないのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

固定資産税の課税につきましては、毎年1月1日を賦課基準といたしまして、町のほうで固定資産台帳を作成して、その中で土地家屋償却資産を登録して、それに基づいて価格を決定して課税するという形になっております。

家屋、木造、木造以外のものがあるのですが、それらにつきましては、建物が完成した時点で所有者にお願いして家屋の評価をさせていただきまして、それに基づいて課税させていただくという形を取っております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） なお、お聞きしたいことは、前段私申し上げましたように、課長ご案内のように、特に郡部、農家での離農、休農がある場合、住んでいる場合もあります。あるいはまた離農して出ていってしまった場合もあります。いろんなケースがあるわけですが、それへの賦課の仕方、聞くと、うわさといいますか、私はそういう実質の経験ないのですけれども、ちまたの話によりますと、例えば牛舎にしても物置にしても、使わない場合には屋根を3分の1剥がしてくれとか、窓を3分の1取ってくれとか、そうでないと賦課いたしますというようになっている、それは事実なのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

基本的に家屋の固定資産税につきましては、その用途性がある限りにつきましては課税

の対象にするということで、離農したとかそういったことは、使われていないとか、そういったことは関係なくて、用途性として使用可能な状態である限りは課税させていただくという形になっております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） そこです、私が申し上げたいのは。

前段で景観上ということも私ちょっと言いましたけれども、牛舎の屋根が半分以上めくられて残っているところもありますし、住宅で壁が半分落ちているようなところでも聞いたら、いや、課税されているのだ。私、申し上げましたように、そういう場合、農家の方々、あるいはまた所有している方々と、これを使っているのか使っていないのか、いや、使っていないです、使わないのです。そういうことで、いわゆる賦課徴収の話合いはできないのかということと、離農、休農した場合でも新しく入る人、あるいはまた全く要らない人、いろいろ事例があるわけですよ。例えば、新規就農で入ってくる場合、住宅は使わないけれども、例えば物置は使いたいとか、そういう場合、元の所有者が使わないから壊してしまった、屋根は半分取っているよ。でも、後から入った人が、使いたかったな、何で屋根半分ないのよというようなことになる。だから、ケース・バイ・ケースでもって、所有者あるいはまた権利者とそれを話し合いながら、賦課徴収をしていくという方法は取れないのですか。今言われたように、建物がちゃんとしていれば、目的に沿って頂きますよということではなくて、そういうケース・バイ・ケースの固定資産の賦課の仕方はできないのですか。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

前段申し上げましたとおり、あくまで基本的には町で作成した固定資産台帳に基づいて課税させていただく形になるのですけれども、用途性の判断につきましては、屋根が剥がれたとか、風雪を防げなくなったような場合につきましては、現地調査ですとか、あと所有者からの申出に基づきまして、その該当家屋を調査して、課税の可否を判断するというような対応を取っております。

あと、登記している建物につきましては、所有者の異動が確認できれば、その時点で台帳のほうにも反映させるわけなのですけれども、登記以外の物件につきましては、届出等に基づいて新しい納税義務者を把握するような形になっております。

いずれにしても、現所有者、新しい所有者、異動があった場合については、該当者たちからの調査をさせていただいた上で台帳を作成して、それに基づいて課税するという形を取っております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 今、課長、調査をさせていただいてというお話をいたしましたけれども、町のほうから自らそれは行って、出向いて調査なさるのですか、それとも例えば税の申告のときに、償却資産税であれば、私、経験ありますけれども、申告のときに、こ

れはもう使わない、壊れたから、償却資産税から外してください、そういう相談をいたしますけれども、今言われたような特殊な例だと思うのです。しかし、地域には特殊な例が散在するわけなのです。

実は、私の地域にもございます。全体は土地を売ってしまったけれども、宅地も含めて住宅の建っているところだけ別な人が買ったよと。でも、その人はそこに住むわけでない。しかし、牛舎と住宅は残っている。その牛舎は、屋根半分以上、見事にひっくり返って飛んで、ぶざまな格好。住宅は、屋根半分壊れて、壁も落ちかかっている。その持ち主に、これ固定資産がかかっているのではないのかと言ったら、かかっているさと。早く役場へ行って相談しろと言ったのだけれども、そうかというようなもので、持ち主にとっては固定資産税の賦課徴収というものについて、ちまたでは、とにかく使わないものは屋根半分剥がせ、窓ガラスを壊せとかというようなことしか分かっていないわけですから、利用の仕方あるいはまた目的によって、かける、かけないということは、ぜひその辺は行政のほうから、公のサービスとして、やっぱりそういうことを民間のほうへ知らしめるようなことをぜひ検討願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

固定資産税の課税につきましては、担当職員2名いるわけなのですが、一年を通して、もちろん所有者からの連絡等があれば、現地に行って調査させていただくわけなのですが、それ以外についても、そういった異動の家屋がないかどうか、その登記の異動情報だけでは把握できない部分につきましては、広く地域を回って調査をさせていただいているというところでございます。

あと、償却資産事業用資産の申告につきましては、毎年1月の1か月間という形になっているわけなのですが、そういったところでも、ある程度の、例えば離農の情報とかが把握できれば、分かった時点ですぐ確認を取って現地調査等をさせていただいて、なるべく実態に合った課税をさせていただくよう最大限努めさせていただいております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） では、その件については、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、住民生活対策の中で、今回新規といたしまして車の購入200万円、説明資料の中でどうなのでしょう、「やけん」ですか、それともノイヌですか、どちらですか。これの捕獲としての車両として200万円見えています。逐条審議の中では軽トラに枠をつけて、おりを云々という説明を受けました。その中身は分かりますけれども、漢字で書いているものですから、平仮名で「やけん」ですか、それともノイヌですか。住民課ですから、どちらでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には「やけん」掃討車ということでの目的を持って購入する予定でございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 住民課にお聞きする前に、農林課にお聞きいたします。

有害駆除の中でも、駆除の対象になっています。「やけん」ですか、ノイヌですか。

そして、過去に2年間、3年間でもいいです、これの実績はどのぐらいありましたか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

農林課のほうで対応している部分については、ノイヌということで、山で生活しているということで、狩猟鳥獣となっております。

捕獲実績でございますけれども、平成30年、令和元年はありません。2年については2頭でございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 実は、私も先輩議員に聞きました。以前、議会で野犬かノイヌでもって大激論をしたというふうになっておりましたので、私、広辞苑を引きましたらば、野犬もノイヌも「飼い主のいない犬」としか出ていないのですね。それで、今朝ほど林政のほうへ行ってお聞きをいたしましたら、野犬というのは1代目は野犬でいいと。家から逃亡してもあれしても1年目はいいけれども、2代目になった飼い主のいないものがノイヌだというふうに評価を、結局はそういうことだというふうに私も理解いたしました、当然それは課長もご存じかと思っておりますけれども。

それで、過去には林政とともに住民課の対応するべきもの、林政の対応すべきものでもって、いわゆる1台の車でもって柵を積んだり捕獲をしたりしておりましたけれども、今、農林課長の話によったら2年に2頭、あまりいわゆるノイヌとしての有害の害が減ってきていると私は思うのです。現に私も捕獲に歩いていてもノイヌというのは見なくなったわけです。

しかし、ここで新規に改めて住民課でもって野犬掃討をすると。さらには車を購入すると。それは住民からの苦情があり、また、実態として野犬がある程度数字的に増えているのですか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

野犬が増えているという状況ではないと思うのですけれども、令和元年度においては2頭の捕獲で、ちょっとあまり記憶していませんけれども、2年度については2頭前後だなというふうに思っていますが、毎年そういったような感じでの捕獲頭数というふうに思っております。

ただ、住民課、野犬の目撃をする件数が多いという状況ではあります。年間、職員が出動する回数は40回から50回出動して、おりの設置あるいは撤去等々をしているのですけれども、実際なかなか捕獲するのは難しいというのが実態でございます。ですから、爆発的に多いかというところではなくて、少ないながらもなかなか捕獲が難しいという状況でござ

ざいます。

先ほど述べましたけれども、今まで使っていた車両が廃車になりましたことから、新たに購入して住民からの要請に柔軟に対応していきたいというふうに考えておりました、3年度で更新を予定しているという状況でございます。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 住民の安心・安全な生活をするためには、そういう野犬が増えるというのは危険なことでありますから、私は理解いたします。

農業者にとっても、以前には子牛が被害に遭ったとか、いろんな被害がありますので、理解いたしますけれども、そこで、課長、ごみ処理場のところに、野犬のストックヤードがありますね。あれ、ストックヤードというのか、何ていうのかな、捕獲したやつを一時そこに預かって餌をやりながら、飼い主が出てこない場合にはそれを殺処分するとかという話、私ちょっと聞いたのですけれども、私、先日、元のごみ処理場のところへ行ってきました。私、そこにストックヤードと書いてしまったのですけれども、その施設は使わないのですか、使うのですか。例えば、車を買って掃討作戦をするというのであれば、野犬を捕獲した場合の何日間のストックしておく、あるいはまた飼っておく場所が必要ではないのですか。あれはどういうふうに思っていますか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

基本的には、野犬を掃討した場合には、保健所のほうに野犬を持っていくと。保健所のほうで対応しているというような状況でございます、クリーンセンターのほうにある部分につきましては、万が一保健所等で難しい場合については、一時的に使っていた経過があるというふうには聞いておりますけれども、2年度中はちょっと使ったことは認識していないというところです。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） よく分からないので、極論すれば、掃討作戦で捕獲した犬は、直ちに殺処分するということですか。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えします。

捕獲した野犬につきましては、飼い主がいる場合が想定されますので、保健所で一旦預かります。その中で告示行為をして飼い主がいるかいないかを捜索した中で、いなければ殺処分という形になるかと思えます。

ただ、全てが殺処分になるかというのと、引取り手がいれば引取り手を探して、その方に渡すというような場合もありますけれども、なければ殺処分という形になるかと思えます。町が直接殺処分するというような状況にはないというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 野犬か、逃げた犬か、ノイヌか、逃げた犬は首輪をしているから

見やすいですけれども、この区別は大変でしょうけれども、しかしながら、できることであれば、住民課だけがこの仕事をするのではなくて、どうなのですか、林政のほうとはやっぱり狩猟法があるからなかなかその体制を協力し合いながら野犬、ノイヌの掃討作戦ということにはいかないのですか。あくまでも林政は林政の中の狩猟法に基づいてのノイヌの駆除だと、住民課についてはあくまでも野犬ということでの定義づけの中からそういう処置をするのだという方向でいくしかないのですか。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 基本的には、ノイヌ、野犬ということで、市街地にいた場合は、住民課のほうでというような形でありますけれども、去年とかも野犬が出ていたときに、うちのほうも協力しながらやっているというようなこともありますので、お互い協力しながら今後ともやっていこうというような形で考えております。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ぜひ、そんなことで縦割り行政の中では難しいことがあるかもしれませんが、野犬についてのことは車を買ってやればいいということだけではないという気がいたします。さっき言いましたように、ストックヤードのごみ処理場での今後の使用の仕方についても、もし使うとすれば、当然補正でもってまたお金もかかることですし、その辺十分理解をしていただきながら、掃討作戦についての議論を進めていただきたいと、このように思います。

最後になります。

次の5点目は、いわゆる町長の執行方針あるいはまた予算編成の中に出ているわけではないのですけれども、防災対策ということで、最後にお聞きをいたしたいと思います。

後ほど3.11の黙祷がございますけれども、本町においても、地球温暖化が進む中で、各地で自然災害が発生しております。

本町でも近年2回の水害が発生いたしました。いま一度、防災、特に水害に対する町長のお考えなり姿勢を求めるものでありますけれども、特に私が申し上げたいことは、過去2回の本町における水害におきましては、市街地における内水面水害というふうに理解しております。

したがって、今まで想定外、想定内、いわゆる想定という言葉が使われる中での水害対策だったと思うわけですが、近年、知見者が言われていることは、水害あるいはまた自然災害に対して想定外という言葉は使うべきでない。あくまでも災害というのは想定内ということでのやっぱり防災意識を持つべきだという話を私は聞いたことがございます。

したがって、過去2回の本町における水害の対策といたしましては、この2年間で同僚議員、いろんな方々が防災に対しての発言をいたし、質問もしております。しかし、その答えの中には、ほとんどがいわゆる緊急対策、緊急事態のことで、恒久的なやっぱり対策がはっきり見えてきていないのが、私、非常に残念なことではないわけです。

過去においても、オモチャリ川のしゅんせつ工事、昨年一部やっております。あるいはまた、排水ポンプも用意した、そういう話も聞きます。議会の中では、排水機場というようなことをやっぱり求める意見も多々ございました。その中には、高額だということで、いろんなご説明がありました。

それは理解できますけれども、やはり恒久的な対策として、安心・安全なまちづくりのためにも、本町における、いわゆる内水面災害、これを防ぐ、防災という言葉で言えば、どのような対策を持っておられるのか。この町政執行方針の中にも、町長には誠に申し訳ございませんが、河川の管理をしっかりしていく、その程度でしか収めてございません。あるいはまた予算編成の中にも、私が見た範囲では、水害に対する防災という意味での予算編成が全くなされておられません。

したがって、恒久的な安心・安全なまちづくりのためにも、標茶の水害、この防災をどのように進める計画があるのかないのか。もしあるとすれば、どのような今計画を持って、いわゆる内水面処理についての計画を持っておられるのか、なければ仕方ないですけども、また言いますけれども、もしあればご説明願いたいと思いますが。

○委員長（後藤 勲君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 担当よりお答えさせていただきます。

東日本大震災から10年が経過する中で、近年は列島各地で災害が頻発しております。

本町におきましても、平成28年、それから平成30年、そしてちょうど1年前にも融雪と大雨による釧路川の増水、そして、樋門閉鎖による内水被害が発生し、避難勧告、避難指示を発令させていただきました。また、平成30年9月の胆振東部地震による、いわゆるブラックアウトも発生し、早急な対策が必要との認識をしているところでございます。各地域においても対策を進めることとしておりますが、市街地の水害対策、特にハード対策についての計画についてお答え申し上げたいと存じます。

議会でも度々ご質問いただき、また、昨年には総務経済委員会でも取り上げていただきました内水処理対策ですが、オモチャリ川、スガワラ川などのしゅんせつなど、すぐに講ずることのできることにつきましては取組を進めておりますが、委員ご指摘の抜本的な対策として、私どもとしましては、過去の水害の分析に基づく内水処理計画の策定を進めているところでございます。

既に、この件につきましては、令和元年9月定例会の一般質問でご答弁申し上げており、それから1年半が経過しているわけでございますが、当初はオモチャリ川のみを想定しておりました。昨年3月のポン多和川の越水、それから町政懇談会で寄せられたご意見の下、多和地区から市街地までの広範囲の内水の氾濫対策が必要との判断により、それらの過去の排水工事の図面、道路整備の図面、下水道の整備図面、あるいは過去の災害の資料など、膨大なデータの収集に努めているところです。大変時間、期間がかかっていることにつきましてはおわびしなければなりません、それにより計画の基となる地理的要因あるいはインフラ整備の状況が計画の重要な要素になっていることから、また、データ

がなければ全てを測量しなければならないということもあり、それらの基礎資料の収集に時間がかかっている状況です。

あわせて、この計画策定費用の補助制度につきましては、釧路総合振興局と相談させていただいているところでございます。また、釧路開発建設部にも技術的なご助言を頂き、計画策定の初段階から協力していただけることになっております。基本的には、この計画により、本町市街地の地理的条件、気象条件、あるいは夏と冬の違いなど、総合的な観点から市街地周辺の内水をどうやって処理していくか、そのために何が有効なのかを計画に盛り込み、その計画に基づき事業を実施していく、そういったことを進めているところでございます。

一方、釧路開発建設部では、堤防の強化対策の実験が進められているところでございます。この実験の結果にもよりますが、堤防の一層の強化に向けた取組が進むよう要請してまいりたいと考えているところでございます。

また、今月ですが、本町に2台目となる排水用ポンプ車が配備されており、災害時の迅速な配備要請に对应していただけるものと期待しているところでございます。

さらに、国では、気候変動による水害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることの認識から、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者が流域全体で行う治水、流域治水へ転換を図るべく、流域治水関連法が先月閣議決定したところでございます。

釧路川も流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を流域治水プロジェクトとして示し、ハード、ソフト一体の事前防災対策を実施することとなっております。本町もこの釧路川流域プロジェクトのメンバーとして参画することとなっております。標茶市街地の内水対策について関係機関と一緒に取組を進めていくこととなっております。

ハード対策につきましては、その費用など、課題も多くあります。しかしながら、町民の生命と財産を守ること、生涯にわたって安全で安心な生活を送ることができるよう努めていくことは、我々行政の重要課題であり使命であるというふうに考えております。

本来であれば、当初予算に計画策定の経費を計上させていただき、執行方針にも明記させていただきたかったのですが、申し訳ありませんが、事業費等が固まっていませんので差し控えた経過がございます。本町としてしっかりと計画を策定するなどし、関係機関にご教授いただきながら取組を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 昨日、実は課長のところに、どうなっているのだと、十分な説明をしてほしいと、私、課長にお願いをしてまいりました。今おっしゃられるように、オモチャリ川、ポン多和川等を含めての最終的には本町の安心・安全なまちづくりのために総合的に、今、計画を組みつつあると、調査をしているということですので、ぜひ、

今、課長答弁あったように、一日も早いやっぱり計画が私たち議会に、あるいはまた町民に提示されて理解の得られるような防災対策を進めていただくことを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） 私のほうからは、3点ほど質問させていただきます。まず、へき地保育所のその後の進捗状況ということで、昨年12月に定例会で給食の提供について質問させていただきました。実施に向けては前向きに取り組んでいただけるといような答弁を頂きました。

そして、本年の2月よりは試験的に給食の提供を行っていただいているとお話も聞いておりますが、もう一步、本格的にどこまで今進んでいるかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛） お答えいたします。

へき地保育所の給食提供につきましては、委員ご案内のとおり昨年12月に地域会の要望があって、その後、12月の議会で町長の答弁でもありますとおり、提供開始に向けていろいろ準備を進めていくということであるということでありましたが、本年2月4日と5日に地域、それぞれへき地保育所の保護者に対して、こういう形であったらできるよというものを提案し、説明し、理解を得たところでございます。

それを受けまして、2月22日から4日間、まず1回目の試験運行という形で、調理、輸送、それから配膳等のシミュレーションをしながら、課題がないかあるかどうかということも含めまして、試験提供を実施しております。このときには、沼幌へき地保育所、それから、ひしのみ保育園、合わせて全部で26食という食事の提供をしております。

結果といたしまして、配送面では温度の低下もさほど見られず、一部サラダ等で、食缶の状況にもよるのですが、汁漏れがあったりというような軽微な問題はございましたが、おおむね問題はなく、改めて3月の最後の週に実施に向けた最終的な試験をしていけるのではないかと今考えているところでございます。

なお、これまでと違う部分でいきますと、沼幌については、さほど大きな変更がないと。ただ、塘路のひしのみ保育園につきましては、子供たちの食事の時間が30分から40分ほど遅くなるというところで、ちょっと保育リズムのほうで課題がございます。ただ、その部分につきましても、午後のお昼寝の時間、属に言う午睡の時間を短くするというので、できるだけ保育リズムに影響のないような形で給食の提供ができるのではないかと今考えているところでございます。

いずれにしても、今のところ大きな問題はございませんので、まだ最終的な輸送業者とかはこれから契約の中で定まってくるものですから、確実なところではありませんけ

れども、4月1日から給食提供が継続的にできるものというふうに考えているところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 配送業者が今まだ決まっていないという。

（「決まっておりません」の声あり）

○委員（鴻池智子君） そうしたら、今現在は役場の方が配っていたりというか、配達をいただいているということなのですけれども、今回予算の中にも配送の金額というのが出ておりましたので、もしかして決まっているのであればと思ひまして、まだそこははっきりとということですか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛） お答えいたします。

あくまで、まだ新年度予算、議会の可決も得ておりませんし、入札行為でございますので、最終的に入札を執行した後でなければ、業者としては確定しないというところがございます。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） この給食につきましては、本当に試験的に食べました保育園の人とか保護者の方も大変喜んでおりましたので、本当に事故のなく、スムーズにこれが進むことを強く希望いたします。

1 番目の質問は終わります。

2 つ目の質問なのですけれども、最近、町の使用している車によります事故というものが2年の間に4件ぐらい報告をされております。

それで、職員の交通事故の防止に対する意識向上と、また、町民や自身の命を守る対策として、標茶町の所有する公用車にドライブレコーダーの登載が必要ではないのかというふうに考えました。

そこで、今現在、標茶の公用車が何台あり、そのうち何台にドライブレコーダーが登載しているのかというのを伺いたしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

現在、町で管理しています町有車両が66台ございまして、そのうちドライブレコーダーを登載している車が10台、これは去年までです。本年度につきましても4台購入しまして、その4台については全てついておりますので、合わせて14台についてはドライブレコーダー搭載車ということです。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 特に、町民が乗車する機会の多いデイサービスの送迎車に対しては、まだついていないという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

先日、事故を起こしてしまった、もらい事故なのですが、デイスサービスの車についてはドライブレコーダーの登載はないということでございます。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 新しく車を買うに当たっては、それには登載するという事なのですけれども、特に私は、デイスサービスの車にはいろいろなものがあると思うのですけれども、優先してデイスサービスの車にはドライブレコーダーというものを取り付けるべきではないかと思えます。そこについての何か優先順位というか、その中にデイスサービスの車を先にというお考えはありませんでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

基本的には安全運転というのは、職員自身が個々に努めなければならないものだというふうに考えておりますが、先日のように、注意していても相手方が法令を無視していた場合とか、もらい事故ということもございます。そういう万が一の事故に遭遇した際、その場所や状況によってはドライブレコーダーの映像が証拠あるいは証明等になるなど、運転手の安心・安全につながるということは考えられますので、今ご質問にありましたデイスサービス等の車両、それ以外に福祉車両が8台ほどございまして、それについては今年度、先ほど言いました新車の中に福祉車両も1台ドライブレコーダー登載になっておりますので、今後その車種8台については、一斉につけられるかちょっと今後検討させていただきますが、可能な限り早い時期につけていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 本当にやっぱり町民を乗せて走る車というのは、安全でなければいけないというふうに思います。

それで、そうすることによって、やっぱり車を運転しているドライバーの命を守ることできますし、ぜひとも前向きに、早急という言葉を使ってはいけないのかもしれませんが、優先的に行っていただきたいと思えます。

では、次の質問に移らせていただきます。

ふるさと納税の件なのですけれども、昨年11月の広報にふるさと納税の特集というのが掲載されました。その実績報告の中に、寄附の用途説明があつて、そこに、先ほど本多委員の話の中でちょっとかぶるところがあつたのですけれども、馬との関係という部分がありまして、それが標茶の事業の約半分を占めているというものがあつました。そこにあまり詳しくない町民の人たちは、なぜ馬に半分もというところの質問があつました。その広報を見た限りでは、何か私も自分もちょっと分からない部分があつたので、この部分が町民に対してどう理解されているのかということも含めまして、もう少し分かる内容で周知する方法というものを何かお考えではないかと、ちょっとお聞きしたいと思

ます。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

ちょっと何と言っていいのかわれなのですけれども、広報に載せたのは単純に本町に対する寄附の状況についてお知らせをしたという状況でございます。

寄附金の使途について寄附を募るときに載せてございますけれども、それらを選択して、これらに使用してほしいという寄附者の気持ちがあつて寄附を頂いているというところがございます。その部分を載せているわけで、寄附者に対して何で馬に使うてほしいのというのより、町民に対してなぜ馬にというほうが難しいのかなとは思ふのです。

ただ、先ほどといいますか、私どもの、町長の町政執行方針にもありますけれども、馬を核としたという部分で、移住促進事業を今やっている部分がございます。先ほども本多委員のときのご質問のところでもお答えしましたが、一番最初に取り組んだ部分は、平成30年度からクラウドファンディングという形で馬を核とした、要するに「馬と共に暮らせる町…標茶」の事業のためということで、そこ1点に絞って一番最初寄附を開始したわけです。その時点では年間400万円ほど寄附を頂いたわけなのですけれども、翌年から返礼品を用いたふるさと納税を始めた段階で、クラウドファンディングを除く「馬と共に暮らせる町…標茶」というのをに入れて寄附を募ったわけなのですけれども、そういった部分で、本町の今やっている事業に、これ以外にも本町でやっている事業、「子どもたちの教育環境の充実のために」だとか何点か載せていますけれども、それらを寄附者が選択して寄附を頂いていると思うのです。町民の方が何で馬に寄附なんかもらうのだというお話でございましたが、私どもが今やっている事業でそれらに、要するに寄附者がそれらについて賛同していただけているということで寄附を頂いているという部分でございます。

クラウドファンディングにつきましては、先ほどの本多委員の質問の中でもお答えした部分でございますが、昨年の途中までおられた地域おこし協力隊の方が本州の乗馬施設等々、馬の関係者のところやなんかも一応わたって、寄附を募るといふか、そういう活動もしていただきながら、寄附をしていただいている部分が多いと思います。馬の関係につきましては、2月末日時点で総件数が7,044件、寄附者の件数がございますけれども、合計が1億1,259万5,000円の寄附を頂いている状況でございます。

馬に関わる部分でいくと、クラウドファンディングとふるさと納税の「馬と共に暮らせる町…標茶」に賛同いただいている寄附者の件数の合計が3,007件、件数の割合でいくと42.7%、寄附額は5,458万5,000円で、48.5%というふうになっていますけれども、約半分ほどが馬に関わる部分で寄附を頂いているという部分ですけれども、本町がやっている事業を要するに載せまして、それらについて賛同いただいて、寄附を頂いているということです。ちょっと町民の方が何で馬に寄附をするのだという部分を言われているということでございますが、我々が今やろうとしている部分に寄附者が賛同いただいているという部分では、特段おかしいことではないのかなというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 分かりました。

では、次なのですけれども、やっぱりふるさと納税といいますと返礼品というものがイメージの中で強く出てくるのですけれども、今現在、返礼品として提供されている町の特産品の主立ったものというものはどんなものがあるのかというのも、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

大変申し訳ないのですが、どのようなものが寄附に載っているかという部分で、リストをちょっと本日持ち合わせてございません。

ただし、事業者の方々の部分でいくと、皆さんご存じのように、牛肉の部分では株式会社エフシーエスさんとか、あと唯一チーズを作っているところと長坂牧場チーズ工房さんとか、あと町なかのお肉屋さんでいくと鶴沢精肉店さんとか、数多くの事業者さんがこの事業者として登録をさせていただいて、3,000円からという部分で、3,000円からというわけではないですが、1万円の寄附に対して返礼品割合が一応30%というふうに総務省からお達しが出ておりますので、大体1万円寄附されている方であれば3,000円相当分の返礼品が選択できるということになりますけれども、そういった形で登録されている業者さんのほうからは特産品をリストアップさせていただいて、寄附者がそれを選択しているというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 今後、特産品として提供できる商品というものは、食品のほかに何かあるのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

比較的、寄附件数も多く、寄附額も多く入っているものでいくと、株式会社不二木材さんというのが登録されておりますけれども、木を使った滑り台とか、砂場の枠でしたか、そのようなものだとか、お作りになっているものを出している部分もございます。あと、虹別にあります手作りクレヨン工房Tuna-Kaiさんが出しておりますので、ここはクレヨン、口に入れてもたしか安全なような、そういったフレーズで作っているクレヨンを出しているところもございます。全部が全部食べ物とか飲物とかという部分ではなく、そういったものも、特に品物の部分、特産品はこういうのを出してほしいという部分では、役場では出しているわけではないので、それらふるさと納税の事業に賛同していただける事業者さん自らが選択していただいて、出しているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 先ほど本多委員のほうからもありましためん羊についてなのです

けれども、やはりブランド化をして食肉というか、その中に羊の関係のものは今後何かできたら、それを返礼品の中に取り入れるというのも考えられることなのではないでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

まさしく、今、委員ご指摘のとおり、羊の安定供給とブランド化を目指しというところが、私ども標茶町で生産された、標茶町で加工された、要するに生産されたものを加工して出す、オール標茶というか、そういうものの数を多く出していききたいという気持ちの表れから、ぜひ育成牧場のほうで数多く出して、標茶の羊という部分を表に出すことによって、ふるさと納税を利用して標茶を全国に広めていただくという考え方がやっぱり多くあります。そういった部分で、こういうところにもつながってきているという部分があります。

ちなみに、羊を枝肉として出している事業者さんは、テレーノさんが出しております。結構塊で出しているのですが、商品として出ていっていますので、選択される方もいるということでございます。

○委員長（後藤 勲君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） めん羊の部分をふるさと納税の返礼品ということでお話がありました。

実は、昨年、町内の事業者さんに打診をしております。町内のお肉屋さん2件なのですが、ぜひふるさと納税の返礼品に商品として出していただけないかというお話をしたのですが、コロナ禍という部分もあったのかもしれないのですが、ちょっと手に負えない部分もあるという部分で実現には至っていないのですが、今後さらにどういう部分があるかも含めて、地域おこし協力隊も来ていただけますので、その辺の中でぜひ活用してもらえるように進めていきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） ぜひとも、標茶町として誇れるものがあるとなれば、どんどんPRをして、このふるさと納税に対応していただけるようにと思っております。

ただ、その言葉の中にPRをしてください、広告塔になってくださいと書いてありましたけれども、私たち町民自身がこれというものが、今まで私もあまり把握できていなかったところもありましたので、こういうものが標茶の特産としてありますよということを私たちが自信を持ってPRできる状況になるように、町のほうでも周知といいますか、そのように取り組んでいただければと思います。そうすることによって特産品を提供してくれている方々の後押しにもなりますし、本当に作っている人たちの自信にもつながると思いますので、より積極的にふるさと納税に対するいろんなPRをしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。質問を終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 何点かお伺いします。

まず、ふるさと納税についてであります。

大手衣料通販会社の元社長が個人で8億円をふるさと納税すると発表し、大変注目されました。全国の自治体に対してふるさと納税の使途とともに寄附の希望を募った結果、1か所について8億円ではなく、申し込んだ全ての自治体に対して均等に500万円が寄附されたところでした。

新聞報道によれば、釧路管内では、釧路市、釧路町、弟子屈町が寄附を得たとするものと、標茶町を加えた4自治体が獲得したとする情報がありました。ただ、新聞報道と町長の公式ツイッターで寄附に対してお礼を述べていることからすると、標茶町も500万円の寄附を得たと、そのように思っている町民が少なからず存在するわけですが、実際はどうでありましたか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 経過もありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

結果から申しますと、前澤氏から500万円の寄附は受けておりません。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） この寄附の件についてはバックストーリーがあるわけで、当初、1か所に8億円というふうに皆さん思って申し込まれています。標茶町は、この8億円に相当する事業として、何を想定して申し込まれましたか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 憩の家かや沼の再生ということでお願いをしたところでありませぬ。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 実際には500万円になりましたから、憩の家かや沼の再生ということにももちろんならないわけですが、ただ、この情報、前澤氏の事務所は、どこの自治体に500万円をそれぞれ寄附するかというのを一覽で発表しています。だから、それに基づいて報道されたところは標茶町を含んでいないのです。とすると、これは想像でしかありませんが、標茶町を含んで報道されたところには標茶町から直接情報を提供しているのではないかと思うのですが、それは事実はどうでしょう。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 委員の質問、順を追ってたどりますと、新聞報道がされた、片一方は載っていて、片一方は載ってなくて、載ったほうについて本町からの情報提供があったのかどうか確認だということだと思います。それに関しましては、私のほうが照会を受けておまして、「申込みはしております。まだ返事は頂いておりませぬ」、そういう返事をしたところでありませぬ。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そういうことなのですね。ただ、町長の公式ツイッターでは、寄附していただいてどうもありがとうございますというふうにツイートされています。そことの整合性は。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ただいまのご質問の中であった町長のツイートについて、ちょっと文面、詳細な記憶ではないのですが、全ての応募自治体に頂くということでありありがとうございましたと、そういった趣旨で答弁したような記憶であります。標茶町に頂きましてありがとうございましたとは思いません。

と申しますのも、いついつまでにそれぞれ通知するとか、そういった形でなかったのですね。先ほど申しました報道機関からの問合せについては、12月の22日に頂いております。前澤氏のほうで全国156の自治体に対して500万円差し上げるよといったツイートがされたのがその前日、21日であります。順次各自治体にお電話いたしますのでしばらくお待ちくださいという公表の仕方でありました。私ども実は、応募はしていたので、いつ連絡が来るのだろうと本当に期待しながら待っていたのですけれども、なかなかそれはなかったというところで、そのタイミングでよその自治体ではありがとうございましたというようなことをやっているところもあったものですから、感謝の意を示してみようと。そのとき危惧したのは、もしかすると、何らかの形で私どもの応募が受け付けてもらえなかったのではないかという、そういう心配をしながら、早く明らかにするためにそういったツイートをしてみたところであります。

結果から申しますと、23日の新聞報道があったその日の夜に、恐らく私どものそのツイートを見ながら先方も検討されたのだというふうに思うのですけれども、誤解がないように個別の自治体を公表するという事になったのではないのかなというふうに思っております。全体156の自治体というのが、そこは事情が分かりませんが、以下の150の自治体に差し上げますという形でそれぞれの自治体名がツイッターの中で公表された、その中に本町の名前がなかったの、なぜかということでいろいろ調べたのですけれども、最終的に分かったのは、前澤氏のツイッターの中で締切りが示されていたと。その締切りが示されたツイートを私どものほうでは見落としていて、応募した段階でまだ有効であるものと判断してやっていたという、そんな流れでありますので、ご理解を頂ければというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 経過については理解しました。こういったチャンスを見逃さなかった担当の職員の方々の情報収集の能力に関しては、心より本当に敬意を表するものであります。

ただ、そういったいろんな経過があって、誤った情報が結果として新聞に報道されてい

るし、ニュアンスの点を、今、副町長おっしゃいましたけれども、ただ、町長名で町長の公式ツイッターでは、ありがとうございますと。そこだけ切り取れば、お礼を述べているわけですから、こういった手近なところ、まずSNSに関しては、それは簡単に訂正のできるものですから、町民にお知らせすべきではないかと思えます。

また、新聞に関して、どういった経過でそうなったのかということ、今回がそれに該当するかどうか分かりませんが、場合によっては訂正をお願いすべきものではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほども申し上げたように、ありがとうございますのツイートについては、500万円頂きましてありがとうございますという文面ではなかったというところがありますので、それを改めて公表する必要はないという、そういう考えでおります。

それから、報道機関との接し方なのですが、1つは、原則的には、委員ご指摘のように、訂正を求めるといふのがあろうかと思えますけれども、今回の件に関しましては、今後対応については考えなければいけないのですけれども、SNSの扱い方を含めて法的な手続であるとか、あるいは決まり事のある事務手続とか、制度とか、その中でやったものではないというようなこともありまして、結果的には1社については事実と反する内容にはなっているのですけれども、標茶町民あるいは社会全体に与える影響を考えると非常に軽微なものであるというところで判断して、今回については訂正記事を求めるといふことはしておりません。訂正記事を求めるに当たっては、やはり町民に対する影響度合いなどを考慮しながら、今後できるだけ適切に判断してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 影響が軽微であるということで訂正等しないということでありまして、そういった町民に対する説明を丁寧に行うべきではないかということも含めて、私、今回質問させていただきました。ぜひ今後、そういった情報の出し方については、慎重に行っていただきたいなと思えます。

2点目の質問です。

新型コロナウイルス感染者のふん便には、発症前からウイルスが存在しています。この特徴を利用して、下水中のウイルスの有無を従来のポリメラーゼチェーンリアクション法検査によって高感度で検出する技術が確立され、4月にも実用化されようとしています。下水道普及地域や合併浄化槽布設施設などでの感染状況を把握することができると考えます。

そして、これは感染拡大防止に大きな効果があると思うわけです。もちろん高齢者施設、医療機関の職員や入所者・入院者全員の検査を公費で行うなどの施策が実施されることが望ましいわけですが、今できることとして、こういった方法で町内の感染状況を把握し、

場合によっては感染者の出ている施設を絞り込んでいくというようなことを今後採用していく考えがないか伺います。

また、その場合、下水等を採取することになるわけですが、そこに法的な問題がないか、それについても伺います。

○委員長（後藤 勲君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。新型コロナウイルス対策本部の事務局を担っているという立場でお答えしたいと思います。

今、議員ご指摘の件につきましては、私もマスメディア等で承知している内容でしか今のところ持ち合わせておりません。昨年3月くらいから海外のほうで下水処理場の水からウイルスを検出するということが取り組まれているという情報が流れ出したというところでございます。コロナ禍でやはり感染拡大の傾向を知る手段になる可能性が高いということ、それから処理区域における流行状況を映し出すことが可能であるということは、委員ご指摘のとおりだと思います。

まだ実際、私ども詳細な情報は得ておりません。各大学やメーカー等々で既に実施をしている部分もあるというふうには聞いておりますけれども、公式な場面ではまだ情報を得ていないという状況でございますので、感染状況を知る上では有効なのかもしれませんけれども、ただ、結果としてその中にウイルスが含まれていたということを町内に公表あるいは示していくということをどのようにしていったらいいのか、また、それを受けた町民がどう思うのかというようなところをもう少し真剣に検討していかなければならないというふうに思っておりますので、現在のところやるというような状況にはないというふうに考えております。

あと、下水処理の法の部分については、ちょっとお答えできないと思いますので、すみません。

○委員長（後藤 勲君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

汚水のほうから検出するというので、私どものほうもちょっと調べてみたのです。それで、昨年、2020年の12月に日本水環境学会、あと日本下水道新技術機構というところから新型コロナウイルス遺伝子検出マニュアル（暫定版）というのが公表されております。ただ、その中では、最終的に採水した部分を濃縮するのですけれども、そしてPCR検査を行うのですが、その濃縮方法について何通りか方法があるということでございます。

それで、今回新聞のほうに出ていたものにつきましては、その濃縮方法の精度が高い、あとロボット化というか、自動化で24時間連続で検査ができるというようなことでありました。そのマニュアルの中では、採取についての許可条件だとか、そこら辺については示されてはおりませんでした。ただ、飛沫だとか、その辺のことを考えて防護服だとか、そういう部分の掲載はありました。それと、感染のない地域に防護服だとかを持って行って感染だとかが起きたら困るので、その辺の処理方法だとか、そういう部分が掲載されてい

たものでした。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 確かに今の時点でまだ供用開始できるという状態ではないということでの報道でありましたので、現状で近隣の自治体ではクラスターが立て続けに発生するなどといった状況もありますので、今後、本町の防疫体制としてそういったことの利用も視野に入れながら、さらにもっと有効な手段というのにも敏感にアンテナを張りながら対策にまた当たっていただければと思います。

次の質問をいたします。

本日の予算審査特別委員会の中で、防疫体制強化策の一環として、自営防疫連絡協議会で専属の獣医師を確保するというのを聞きました。本町の酪農・畜産のバイオセキュリティの向上に大いに寄与するものと考えています。

そのバイオセキュリティについてですけれども、現在、町内における預託事業というのは、非常に実績が伸び続けています。そして、その伸び続けている預託頭数の中で、大体6,000頭前後が北海道外からの移入牛、預託牛であるというふうに推察するところです。現在、これらの預託牛については、着地後のウイルス感染症検査が徹底されており、町内の乳牛への伝播をしっかりと予防している状態です。

しかし、そうした予防対策の柱となっていたNOSAIの検査事業が、ウイルス感染症に関する一定のエビデンスを得たということで、本年度末で終了いたします。預託事業者や利用者が独自に検査を行う場合、費用が膨大であることから、検査自体が適正に行われなくなる可能性というのがあって、町内の乳牛への悪影響が懸念されるということです。

私たちは、コロナ禍で学んだウイルス感染症に関する危機管理対策として、これまでNOSAIが担ってきた検体の取りまとめや、検査に協力してくださっている大学との連絡調整、あるいは民間の検査機関への検査依頼とか、さらにその費用を一定程度町が負担する、そういったことで、最低限の費用でこの検査が確実に継続できるようにすべきではないかと思っているのですが、その点、事業がなくなるということに関して、どのように町は考えているか、また、検査が行われなくなった場合、行われるように指導とかしていくにしても、あまり行われなくなった場合、どのような方法でウイルス感染症の拡大を防ごうとしているか、伺います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

道外からの預託牛が、大体、今6,000頭ぐらいというような話でして、今、NOSAIのほうからの牛伝染性リンパ腫という病気の着地検査等の費用を調査しているというようなことで、今年いっぱいまで終わるといような状況でございます。

一応、このNOSAIによる調査の部分なのですけれども、一般損害防止事業という事業でやっておりまして、この調査目的が、牛伝染性リンパ腫というのが平成10年に届出伝染病になったわけなのですけれども、その効果的な予防と的確な治療方法の確立をするため

ということで実施しております。

それで、町内で言うと、預託牧場、育成牧場も含めて2つ、それと個人の農場で言うと6つの8戸の農場に対して検査費と採血費用というのをその事業で担っているわけなのですが、まずこの牛伝染性リンパ腫というのが、陽性率というのがかなり高い病気です、それに対して届出伝染病というのが、なかなか経済的にマイナスになるというようなことがないものですから、あまり対策に対する意識が高くない病気でございます。陽性のうちの発症率というのは0.2%とか、0.5%というようなことでして、非常に関心は高くはない、意識は高くはないというような病気でございます。検査費用のほうで申しますと、今、預託農場と6つの農場、全部で8戸のモニタリング検査で1,000万円以上かかっているわけです。来年以降、令和3年については、採血料のみ無料ということで、そちらの部分で言うと、大体300万円ぐらいかかっているような状況です。

それで、先ほどもご説明させていただきましたけれども、この事業については、まず予防と治療方法を確立するために実施しているということで、これ全農家に対してはやっていないのですけれども、過去に、三、四年前ぐらい前にバルク乳の検査等をやっている状況がございまして、それで言うと、大体半分ぐらいは陽性だったというような話も伺っております。

それで、なかなかなくなる病気に対して、どういった対策がいいのかというようなことでございますけれども、まず感染の広まり方としては、吸血昆虫での伝播だとか、血液での伝播というようなことだったりとか、あるいは初乳などを介して伝播するというようなものでして、2016年から2020年までモニタリング調査した結果で申しますと、結果としては、初乳に対しては加温器あるいは凍結させるということで殺菌ができると、それで垂直感染を防ぐことができると。あわせて、吸血昆虫の伝播を防ぐような忌避用品がございまして。商品名で言うと、ペルタッグだとかというのは一般的に使われているものなのですが、そういったものを併用することで新規陽転率は5%以下になるというようなことで、こういった2つのものをする事でかなり陽性率が下がるというふうになっておりますので、先ほど新規で防疫アドバイザーというのを今年度から設置して、そういった部分で今年度から牛伝染性リンパ腫の部分の勉強会だったりとか、そういった対策事業に対して積極的に周知していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひ防疫アドバイザーにはそういった部分で、日頃の飼養管理体制の中でウイルスの伝播を防ぐということで活躍していただきたいと、それはそのように思いますし、そのために具体的に獣医師の配置があるという点、大変評価しております。

ただ、冒頭申し上げたとおり、今回私たちは新型コロナウイルスの蔓延状況の中で、今、特にウイルスが変異するということに関していろんな情報を得たと思うのですね。これは動物に関するウイルスも変わりませんから、いつ毒性がどのように変化するか、感染力

がどのように変化するというのは、私たちにとっては永遠の謎なわけです。予測もできないわけです。そういった中で道外から、要するに昔、病気が蔓延した地域から牛が移動してくるに当たって、海を渡ってくるということでありますので、着地検査をきちんとするという事で増えることを防いでいる、地元の酪農家に対しても安心を与えるというのが、預託事業者個々のもちろん努めでもありますけれども、6,000頭前後ではないかと思われることや、経済的には売上げが10億円を恐らく優に超えているだろうという、いろんなそういうことも考えて、今の時点では確かに感染はしやすいけれども発症しにくいという特徴がありますけれども、それがずっとそうではないのだと思わなければならない局面を、私たち人間が今まさに体験しているわけですから、そういったことも参考にしながら今後の体制の中に、できればNOSAIに代わって町がその検査の部分について、全面的にはないにしても力を出していただけるようにというふうに思って、3点目の質問は終了いたします。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時58分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 私の最後の質問であります。

茅沼地区観光宿泊施設の指定管理者公募等入札については、具体的な議論も、もちろん議決もされていない指定管理料が、新聞等で具体的に報道されました。さらに、町のホームページでも、公募要項とともに3年分の指定管理料が一定期間掲載されております。

私は、これまでこうした事実について、議決機関を無視した不適切な行為だと指摘してまいりました。ホームページについては、役場内部からの指摘によって途中で削除されているということから、町としてもこの件が不適切であるとの認識があったものと思われま

ず、ここで、ここまで私が事実として認定していることに実際の事実と異なる点があるかどうかを伺います。

また、ホームページに指定管理料が掲載されたのは何日間であったか、これも伺います。そして、なぜこのような事態になったか、経緯を確認しておられるかどうか。本件に対する指摘は公の場で行われておりますが、その指摘に対してどのような対応をしてきたか、また、今後どのように対応しようとしているか伺います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

まず、最初に、私のほうから公募要項のホームページ上での掲載であります、9月18

日にホームページに掲載をいたしております。その後、ごめんなさい、日付を詳細に記載した資料がございませんのであれなのですが、週明けに委員ご指摘のあった指定管理料についてちょっと疑義が生じたので、その点については削除をさせていただいているというところがございます。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

公募に当たってのホームページでの指定管理料の取扱いについてでありますけれども、今、担当課長からあったとおり、当初については指定管理料を3年間、こちらのほうのシミュレートした施設の稼働率に基づいて必要となるだろう上限額を明示したものをホームページ上で公表したところでありまして、それにつきましては、応募する側にとって非常に大きな要素であるというところで、分かりやすくきちんと示すべきだという考え方でそういうふうにしたところでありまして、債務負担行為が決まっているわけではない、あるいは予算について議決を頂いているわけではないという部分で言うと、金額の明示については問題がある可能性が高いという、そういうことになりましたので、直ちに削除をしました。代わりに、施設管理者である町は指定管理者に指定管理料を支払うことができるという記述にしております。さらに、具体的には、取扱いとして、それを見て応募され、あるいは打診があったところについては、当初と同じように、決まっていることではありませんけれども、町としてはこういうふうにしたいということで説明しようという、そういうことで公募をそのまま継続したわけでありまして、最終的には1社の応募、そして、それ以外については問合せがなかったというところでありまして。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 新聞への数値の発表については、どのような見解をお持ちですか。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

新聞の掲載につきましては、2社に掲載をお願いしたところなのですが、掲載についてはしていただけなかったということがございます。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 公募要項としては出ていないですけれども、記事としては金額にも言い及んでいますし、実際のところは日本建設新聞を含めると3社であると思いますが、その辺どうですか。再度お願いします。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

私どもが確認しておりますのは、記事の掲載依頼をした道新さん、釧新さんの2社では掲載していただいておりますけれども、もしかすると中央紙含めてほかの紙がホームページを見たなりなんなりで掲載した可能性はあるかと思っておりますけれども、全てを確認できていないわけではありません。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ここで少し考えなければいけないのは、先ほどのふるさと納税の件もそうですけれども、情報の発信の仕方ということに関して、まず町は、もう少し責任を持たなければいけないのではないかということが言えるかと思います。そして、答弁の中に、応募するかどうかを考える上で指定管理料というのは非常に大きな要素であるということをおっしゃられています。まさにそのとおりだと思うのです。非常に大事な部分です。にもかかわらず、指定管理料の有無やその金額について、一定期間掲載されたホームページによって情報を得た人とそうでないという人が恐らく存在するわけですね。これ公募に不公平が生じている可能性があると思うのですが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

見たものが違うということと言うと、不公平がある可能性については否めないかと思いますが、実際の内容、影響度等を考えると、問合せ等がなかったりとか、あるいは問合せがあったときには答えるという姿勢で臨んでいたところと言うと、実際の応募に当たって重大な影響を与えたかどうかということについては、そうではないというふうに考えて今に至っております。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） その根拠は、どういったところにあるのですか。ホームページをどのぐらいの人が見ていて、例えば掲載されていた期間と、それ以降の期間と、それから新聞の数値を見た人と、非常に複雑なわけですが、影響があまりないのだというふうに言える何か根拠というのは、おありですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

根拠というお尋ねであります。数値化できるものは全くございませんけれども、先ほど来申し上げているとおり、今回の指定管理の募集に当たって、ホームページあるいは新聞を見ただけで応募できる方はいなかったのではないかというふうに思っております。何がしかの問合せ、照会事項が出てくるというふうに思っております。現に1社については問合せ等を頂きながら、説明しながら応募を頂いているわけでありまして、そういったことがほかにはなかったというところで、重大な影響があったとは思えないという判断をしているというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 詭弁だと思うのです。見ていないから、そこに数字が明記されていないから、その段階でやっていられないなと思った方がいる可能性は十分あると思うのですよ。こういった情報の出し方、先ほどもそうなのです。あまり影響がないというふうにおっしゃるのだけれども、そんなことはないですね。こういった情報を頼りに皆さん、自治体が主催する入札等を目を皿のようにして見ているし、そういった参加の地域を制限

しない入札ばかりを集めて、分類して、情報として提供しているというサイトもあるわけです。そういったことを考えると、今回のような適切でない情報の発信というのが与えた影響というものをもっと掘り下げて、その影響度というのを考える必要があるのではないですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

1 週間の間、金額を明示し、その後、削除した後には支払うことができるという形であります。当然のように、支払うことができるものについてはどの程度なのか、そういう問合せがあるという、そういう判断でおりました。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） そうですね。そういうふうにしたから、そういう形で継続したのだと思いますけれども、現実にはそうでないかもしれない。それは、正直、町でも私たちにも分からないですよ。実際にそこを閲覧した人がどう思ったかというのを確認のしようがないわけですから。そうすると、そういうことがあったと仮定して、善後策というのを考えるべきなのではないのですか、自治体の姿勢として。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

金額を削除した後の善後策、最善の策として、支払うことができるという表現をしたということが最大だというふうに思っております。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） どう考えても不十分だし、数値を事前、1 週間ということは分かりましたけれども、1 週間公表したわけですから、そこの差というのは、仮に払うことができるという表現でも、具体的な金額を見た人とそうではない人とでは、参考にする度合いというのは歴然とした差があるのではないかと思います。そういった意味で、先日、別件で本来応募する権利を有する者の権利を侵害した場合、町の対応としてはその行為をやり直すということが想定されるというふうにお答えを頂いています。今回そういうふうには権利を侵害したことはないのだというふうに町ではおっしゃっていますけれども……

（「関連質問だ」の声あり）

（「一般質問でやったやつはできない」の声あり）

（「関連質問はできない」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ちょっと今、質問していますけれども、これ一般質問でやったやつと関連していますのでできませんので、それは削除してください。

○委員（類瀬光信君） 分かりました。

いずれにしても、この際、茅沼地区観光宿泊施設の指定管理者公募というのは、やはりやり直すというのが適当ではないかと、そんなふうにあります。ただ、今回指定を受けた人がいますから、そういった方の権利というのを担保した上で、最低でも、少なくとも追

加募集という形を通らないと、町としての公平、公正な入札を行ったということをちょっと疑義が生じるのではないかなと思います。実際に不適切な部分があったから、そういった記載を削除しているわけですから、それ自体は、暗に手続上に瑕疵があったと認めていることになるのではないですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

手続上の瑕疵という、そういうご指摘でございますけれども、先ほど来申し上げているとおり、今回の部分につきましては、既に決定している指定管理者を変更する、あるいはやり直す、そこまで重大な不公平が生じているというふうには判断しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。それから、やり直しあるいは中止などの取扱いについては一般論でありまして、具体的には個々の事案にのっとなって検討するということですので、そこもご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 見解の相違ですよね。影響がないのだという立場と、それから最大限そういったことに配慮すべきではないかという、私や私と同じ考えの方々との見解の相違でしかないですね。町としてのこの件に関するコメントとして、これが正しいとはあまり思えないです。なぜなら、指摘を受けて不適切だと認めて削除しているという事実があるわけですから、その不適切の度合いが、一方では軽微だと。一方、議決機関として、そういった不確かな状態で、しかも不確かな情報を流しながら手続を取ったことが、それ自体が不適切なのだと言っているところで、随分と食い違ってしまっていると思うのですけれども。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議決機関に対する部分では配慮をして削除をしたものであります。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ただ、今回この公募入札というのは、この施設を何とかきちんと運営して町のためになろうという、そういう意欲のある人のための入札ですから、もちろん議決機関としてそういった手続を経ずにいろんな情報を流しているということを当然看過すべきことではないし、私は看過できないと思っています。

ただ、もっと大切なのは、そういった町のために何とかというふうに関心した方々がいるし、それ以外にもそういった考えで思っていて注目していた方もいると思うのですね。なぜなら、1年前の設計者の講演には300人以上の方が集まって、大変興味を持ってお話を聞いていただいたということを町長、いろんなところで述べられています。そういったことを考えると、このホームページの情報をあまり人が見ないかのような、そういった評価をするのは、それはちょっと過小評価であると思うのですが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町のホームページを見る人が少ないということについては、私はこれまで一言も申し上げておりません。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、この件に関する影響を過小に評価しているのではないかと。それまでの講演会等、それからいろんな情報の発信を含めて、本件については非常に関心が高まっていると、理事者も含めて考えていると思われますし、私たちも非常に注目を集めていると思う案件なのですが、その認識はいかがですか。

（「委員長、休憩」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時22分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 皆さん感じているとおり、平行線ですから。

そうすると、もう一つ確認しなければいけないことがありまして、今回の選定委員会です。指定管理者の選定委員会において、応募されてきた1件について審査を進めているわけですが、全員協議会とか、本会議の中でも組織の形態の曖昧な点、その時点で確定していないと思われる点について議論になったわけですが、その点について、これ選定委員会の中ではこういった話というのは議論されているでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

選定委員会の話の後に組織が曖昧というところで、もしかすると取り違いなのかもしれませんが、選定委員会の組織のことではなくて、応募者のことだというふうに理解して答弁を申し上げたいと思います。

グループでの応募だったというところで、応募者からも委員に対して、しかるべき時期に法人化をして法人として事を進めていきたいという説明がありまして、委員からはそれについて疑義が生じなかったという経過でございます。

○委員長（後藤 勲君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 今回、プロポーザル方式で入札を行って、そこで応募者について審査をしていっているわけですが、今言ったグループとしての、組織の財政基盤等の脆弱さとか、そういったことが話題になったわけですがけれども、そういったことに関しては話題にならなかったということだと思うのですが……

（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） ちょっと待ってください。休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、今回のような指定管理者に限らず、プロポーザル方式の入札については、選定委員会の審査というものは非常に大事なものであると思います。そういう意味では、先ほどのホームページの情報のようなことで応募する範囲を狭めてしまったり、そんなことなく幅広く応募を受け付け、それら応募してきた方を丁寧に審査することによって町民が納得できるようにしていくべきだと私は考えます。その際、行政サービスの向上と費用の圧縮というのは、プロポーザル方式を採用していることの最低条件でありますから、指定管理料が赤字の補填となることのないよう、しっかりと議論されるべきだと思っています。今回、茅沼地区観光宿泊施設の件については、町でも一部認めている不適切な部分、その件に関するてんまつと再発防止というものを議会に対して報告すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

十分な答弁になるかどうか、ちょっと分からないところもあるのですが、いきさつについては、これまで時間をかけてお話しする中で皆さんにお分かりいただいているというふうに思っておりますし、再発防止については、繰り返しになりますけれども、このほうがよいと思って、よかれと思って金額を出した。だけれども、手続、法的に若干疑義が残るところがあるということもありましたので、今後については当然のようにしっかり研究、検討しながらやっていくということでありまして、それしかないと思いますので、改めてご報告させてもらう場については、今のところ私は考えておりませんでしたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

（「終わります」の声あり）

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、職員の採用について総括質疑をいたします。

今年度の職員採用の案内が広報しべちや等に記載されました。本町にとっては、保育士不足、介護職員不足が課題として多くの場面で取り上げられてまいりましたけれども、そういう意味では、今回この採用に至って、採用予定数の確保はできたのでしょうか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 保育士の部分に限って私のほうから説明させていただき

ます。

保育士につきましては、当初4名の採用予定でありましたが、状況等を鑑みながら、最終的に6名の採用に至ったというところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 介護のほうについては知っていますよね。
（「会計年度でよろしいですか」の声あり）

○委員（渡邊定之君） ええ、会計年度で。
（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） 介護員の部分でお答えさせていただきますが、まず、やすらぎ園の部分で介護職員、正職員と会計年度任用職員がおりますが、新年度の部分は、正職員の募集はいたしておりません。

それで、会計年度任用職員につきましては、令和2年度勤務いただいている方につきましては、介護員全員、令和3年度についても採用の職員の応募を頂いております。申請を出していただいております。

それで、新規の部分につきましては、新たな募集は現時点では出てきていない状況でございます。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 希望者がいなかったという答えですか。
（「会計年度、正職員なんかで答えている」の声あり）
（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えいたします。

会計年度任用職員の介護職の部分についての令和3年度の新規の応募はございませんでした。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 要するに……
（「募集でしょう」の声あり）

○委員（渡邊定之君） 募集に対して……
（「応募がなかった」の声あり）

○委員（渡邊定之君） 募集、何かちょっと意味が。
（何事か言う声あり）

○委員（渡邊定之君） 分かりました。新任の募集は今回のあれではしなかったということですか。

(何事か言う声あり)

○委員(渡邊定之君) ちょっとすみません。

○委員長(後藤 勲君) やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長(中島吾朗君) お答えいたします。

会計年度任用職員介護職員の部分は、募集はしました。募集した結果、新規での応募はございませんでした。

以上です。

○委員長(後藤 勲君) 渡邊君。

○委員(渡邊定之君) それで、新規での応募はなかったというお答えでしたけれども、私のところに届いた声として、若い、高校を卒業したばかりの生徒が、標茶のそういう介護職に携わりたいという希望を持ったのですけれども、自分の生活条件、標茶町に在住していないということと、たとえそこに応募して採用されたとしても住むところの確保ができないのではないかという思いから、結果的にそういう応募に至らなかったのだという具合に理解しますけれども、そういう新任の職員が介護職員に応募して採用された場合、職員としてそういう住宅とかの対応はできないのでしょうか。

○委員長(後藤 勲君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) 会計年度任用職員に限定してということでお答えさせていただきます。

職員住宅につきましては、会計年度任用職員につきましては、現在、軒数による入居率というか、早い話、埋まっておりまして、余裕がないということもあります。また、これから住宅を町のほうで単費でということも想定しておりませんで、やはり民間のほうにシフトしていくのがこれからかなということもあります。

ですので、現状で空いている職員住宅がなかなかないというのが実態であるというふうに思っておりまして、新規採用の正職員についても、全員が全員、町の職員住宅に入れる状況にはないということがございます。会計年度任用職員についても、職員住宅に入れるという余裕は現在のところございません。

ただし、通勤手当というのは、会計年度任用職員にも支給することは法で認められていますので、その部分の対応はできるかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長(後藤 勲君) 渡邊君。

○委員(渡邊定之君) そういう意味では、このような若い人が、本町でそういう仕事に携わって働きたいという意欲はあるのですけれども、今、説明されたような事情で諦めてしまう、こういう点を今後何らかの形で改善しながら、こういう意欲ある若い人を採用していくという努力はされますか。

○委員長(後藤 勲君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) まず、居住地を限定して採用しているということはありません。

るので、標茶町内の方のみ採用しますというような募集はしていませんので、それはちょっと誤解があれば訂正しなければならない部分かなというふうに思っていますので、先ほども言いました、通勤手当を支給させていただいていますし、一般職につきましても、近隣の町村から通勤している職員も多々いるかと思っています。会計年度任用職員だから標茶町に住まなければならないというのは法の規定にも労働法にもありませんので、そこは一般職と同様かなというふうに考えております。

ただし、会計年度任用職員の賃金体系で本町で1人でアパートを借りて住めるのかという点が一番お聞きしたいところなのかなというふうに思っておりますが、現状で住宅家賃相場等々も踏まえると、個人的感覚でしかお話しできない部分もあろうかなと思いますけれども、かなり厳しいだろうなというふうな個人的感覚は持っております。それで、ただ、それを改善するかといいますと、これはいろいろなところでお話しさせていただいていますが、会計年度任用職員の賃金体系につきましては、これまでも正職員とのバランス等々考えて改善してきた、設定してきた経過もありますので、必要な部分という、課題という部分では認識していますけれども、今すぐにその体系を増額するという考えにはなかなか至らないというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 次に聞こうと思ったことを先に答えていただきました。そういうことで、ぜひ若い人が働ける、そしてそういう環境づくりに努力していただきたい、頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、除雪対策について若干伺います。

今年の積雪は今のところ少なく、吹雪も例年に比べますと少ないと感じています。しかし、私の住む虹別のようなところでは、地吹雪による道路条件の急変、そういう中でスクールバス等の運転をされている運転士さんの方が話を訴えられます。本当に虹別ですと、ちょっと風が吹いて30分たつと、もう道路条件が変わってしまう、そういう中で子供たちを乗せてその雪を惰性で突破する、そういう本当にこれやっていいのかなと思うような状況もあると訴えられました。十勝でバスの横転等がありましたので、そういう事故は絶対に防がなければならないということで、そういう道路条件の情報を除雪業者、それからスクールバスの運転手の方と綿密に取って、そういう危険な状況が作り出されないように対応していただきたいと思うのですが、お伺いいたします。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 虹別地区の除雪体制について、スクールバス等の体制についてお答えいたします。

虹別地区につきましては、委員ご案内のとおり、地吹雪が発生すると本当に除雪後であってもすぐ吹きだまりが発生する地域であるということは、私どもも当然認識しております。そのため、スクールバスが安全に運行できるように、学校から下校バスの時間や行事バスの運行時間などの連絡を教育委員会のほうを通じて受けて、運行時間の30分前をめぐ

に除雪をスタートするように直営及び業者のほうには指示しております。また、天候により下校時間に変更があった場合にも同様の対応を取っております。

スクールバスの運行に関しては、毎年、教育委員会の主催により、学校、バスの運行会社、道路管理者、私たち建設課の道路係なのですけれども、が集まって、冬期間のスクールバス運行会議を開催し、安全運行の確認を行っております。その中では、学校及び運行会社には、天候によって危険な場合には教育委員会に連絡していただき、例えば再除雪、または場合によってはスクールバスを先導して除雪をすることも可能なので、安全のために無理な運行をしないようお願いしているところでございます。

今後も児童生徒の安全が第一であることの考えは変わりありませんので、より安全な除雪対応ができるよう関係機関で協議してまいりますので、ご理解願います。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 除雪に関して、もう1点質問いたします。

ミルクローリーのことなのですけれども、このミルクローリーで国道等が塞がった場合、緊急に除雪をするような路線とか、そういうものは設定されている、考えられているのか、そういうことが業者と運送業者とのやり取りで共通の認識になっているというようなことはありますか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

ミルクローリーの関係につきましては、昨年来から虹別地域、または昨年、農協の組合長、専務、理事などが町のほうに除雪の関係で要望があった件が1件あります。それについては、萩野地区の国道の高台を迂回する形で緊急車両が通れるように除雪していただけないかということで、昨年まで除雪していなかったのですけれども、今年度からその部分については除雪、一般車両については、ふぶいたときに入って行ってスタックしたりとかという心配もございますので、入り口にバリケードをして、一般車両は通行できませんよという形で表示はしておりますけれども、ローリーとかそういう車は通れる形の除雪を今年度から実施しているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それでは、除雪については終わります。

最後、先ほど内容質疑の中でも話をしましたけれども、道路巡回パトロール、その中で道路の破損、道路標識等、そういうものを月2回でしたか、行っているということなのですけれども、そういう中で今現在、そういう道路標識が剥げ落ちたり、破損しているというような箇所は報告されていますか。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 道路標識の破損、またはその報告についてなのですけれども、パトロールでの報告はされております。その中で修正できる部分を修正してもらったりもしておりますけれども、どうしても数が多いものですから、まだ町のほうで確認して

も手に負えない部分がございまして、例えば回ったときに、何だここ、倒れているではないかとかと思われる部分がなかなか解消できない部分もございましてことをご理解願いたいと思います。

(「終わります」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○委員(長尾式宮君)(発言席) 私のほうから2点質問いたします。

1点目は、循環バス、以前、試験運行としてやっていたかと思っておりますけれども、一昨年より全国的にテレビなんかでもよく報道されていたのですけれども、高齢者の事故、そういったものが話題になって、免許を返納される方が標茶町内でも多いというふうに聞いております。私もたまたまなのですけれども、行ったおうちで、危ないから免許を返したと。ただ、返したはいいけれども、買物へ行くにも、病院へ行くにも、何をするにも、やっぱり標茶は車がないと生活が立ち行かないというふうにこぼしているのを聞いて、やはり車がない生活というのは大変なのだなど。特に、若い人に比べて、高齢者なので足腰が弱いと。そうすると、なかなか外に出る機会も少なくなってきました。そうすると、冬場は仕方ないにしても、総体的にどうしても引き籠もりがちになったり、あるいは健康面で体力が落ちたり、そういうふうになっていく心配があるのではないかなというふうに感じております。

そういった中で、これから循環バス、私ちょっと質問の内容としては、これから予定しているのかというのがまず1つ。あとは、どういった方法で今までやってきたのか、これからどういった方法も考えられるのか。あと、範囲はどこまでが適当だというふうに今考えているのかお知らせください。

○委員長(後藤 勲君) 管理課長・村山君。

○管理課長(村山裕次君) お答えいたします。ちょっと何点かあったかと思うので、もし抜けていたら、ご指摘を頂きたいなというふうに思います。

まず、来年度はということですが、前回の議会でも一般質問に出ていると思うのですが、そのときの町長の答弁としては、来年度も運行させたいということで回答をしているところです。

また、どういう方法でということですが、昨年と若干違うところでもありますが、昨年同様、対象者は70歳以上または障害を持つ方、それと先ほど委員がご指摘になりました運転免許の返納者、それに加えて、本年度からは、例えば歩行に難があるような方の付添人、それと妊産婦さん、それと小学生未満のお子様を連れた親御さんも対象とするということにしております。先ほど言った妊産婦さん及び小学生未満の子供さんを連れた親につきましては、有償ということで考えておまして、それ以外の対象者につきましては、昨年同様、無償というふうに考えております。

停留所なのですが、一昨年度まではトレーニングセンターも一応停留所として含めてお

りましたが、元年度実績でトレーニングセンターがございませんでしたので、トレーニングセンターにつきましては停留所から除外させていただいております。停留所につきましては、バスターミナル、北洋銀行、大地みらい信用金庫、開発センター、役場、町立病院、福祉センター、あと買物をするところについては、サツドラ、フクハラ、Aコープ、それら、あと郵便局を停留所として考えているところです。これも前回と若干変わる部分なのですが、前回までは1日6便を予定していたのですが、1便増やして7便を運行するという予定であります。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 全部答えていただいたので、再質問なしで次に移ります。

2つ目の質問ですけれども、病院についてであります。

釧路管内の某大きな病院なのですけれども、8年、9年前ですか、電子カルテを導入しております。電子カルテ、実はちょっと私、携わっている人の話を直接聞いているのですけれども、非常に時間がかかると。手打ちで、今まで手書きであったものを1度全部パソコンで入力し直さなくてははいけない。ただ、そういった苦勞の先には、働いている方たちの作業の効率化だったり、あるいは患者さんのデータの取扱いも今までよりも簡単になる、そういったメリットが大きいかと思えます。

標茶町立病院において、カルテの電子化の導入等の予定はあるのかどうか伺います。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思えます。

カルテの電子化の予定についてのご質問ということですが、実は昨年4月以降、院長以下、病院職員で組織をいたします診療情報管理委員会というものがございまして、本年度更新予定の医事会計システムと同時に導入することとした場合についての検討を行ってきたところでございます。

その内容ですけれども、導入に際してのメリット、デメリットの比較、あとは一度に全て電子化をするべきなのか、あるいは段階的な導入を目指すかなどということでも検討してまいりました。その中では、段階的な導入が望ましいのではというような意見もありまして、費用面も含めまして検討してきたところでございます。

その中で、やはり一番の問題点といたしましては、費用的な問題がありまして、参考までに2社から見積りを徴したところでございますけれども、1社が約1億2,800万円、もう一社が1億4,050万円、いずれも税抜きというような見積りを頂いているところでございます。

現状、本町の病院といたしまして、単年度において多額な投資をすることが可能かどうか、また、導入年度以降、当然、減価償却費が発生しますので、その減価償却費の増加による経営への圧迫等を考慮すると、導入に際しては困難ではないかというような結論に至ったところでございます。

したがいまして、現状において時期をお示しすることはちょっと難しい状況ではござい

ますが、今後についても、導入することとした場合の課題ですとか、費用面を含めまして、さらなる研究を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） すみません。ちょっと金額で2社から見積りを取ったというところで、1社が101億円。

（何事か言う声あり）

○委員（長尾式宮君） ごめんなさい。1社が101億円と聞こえて、もう一社が1億……

（何事か言う声あり）

○委員（長尾式宮君） 1億5,000万円ぐらいでしたか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） 答えいたします。

1社が約1億2,800万円、もう一社が1億4,050万円、いずれも税抜きの金額ということで見積りを頂いたところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 101億円と聞こえたので最初びっくりしたのですけれども、大体2社とも1億円前半半ぐらいの金額がかかるというところで、非常にシステムの改修という形になるかと思えます。

導入するに当たって、金額が一番のネックだとは思われるのですけれども、標茶町立病院がこれからも救急指定病院として機能していくためには、いずれ必要な、そういったシステムだと思いますので、今後ともぜひ検討していただきたいと思えます。

質問は以上です。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君）（発言席） まず冒頭、久しぶりにこの発言席に立たせていただきました。内心本当に、私もちょっと自分でもこの席に立つことをうれしく思っております。ただ、声がいまだにこんな状態なので、非常にお聞き苦しいかなと思えますけれども、ご容赦のほどお願い申し上げたいと思えます。

まず、1点目なのですが、さきの内容質疑の中でも同僚議員からも出ました。また、私も過去、総括質問でも行ったことがありますけれども、いわゆる農業文化財再生振興事業、77万円予算化されているのですけれども、いわゆる寄贈された農機具の整備に関する事業なのですが、今までにこの事業でもって整備された機械は何台なのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今回のこの事業で再生したトラクターになりますけれども、令和元年から始めておりま

して、令和元年、2年と2台やっております。

○委員長（後藤 勲君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 今では2台であると。このトラクター、2台整備されたというのですけれども、寄贈された農機具で、非常にこれは見る人によっては価値観というのが人それぞれ違います。そういう中で、どのトラクター、どの機械を整備していくかということに関しては、どのような基準でもって選ばれているのか、まずその点。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

選定の基準になりますけれども、こちらのほう、この事業をやるに当たりまして、平成30年に町内の農機具メーカーで構成されています鉏路地区機械化協議会というところに歴史上の価値を確認していただいております。その中で、まず価値があって修理費がかからないというのを優先順位でという形で決めている状況です。

○委員長（後藤 勲君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私、多分、去年の総括質疑の中で、標茶にある鉏路地区機械化協議会というところにお伺いしたらと、そういうのも一つの方法ですよということを申し上げたのですけれども、そのようにいわゆる価値観を共有できるところをお願いすることが、やっぱり一番大事かなというふうには思っております。そのようにやっていただいて、本当にありがたく思っているわけなのですけれども、ただ、この機械もまだまだ数多くあると思うのですけれども、その中で、これをあとどの程度まで整備していく考えがあるのか、限りなく整備していくということは到底不可能であると思います。その中で、価値を見出して整備しなければならないのかなと思っているようなものというのはどの程度あるか、担当の中ではちょっとまだ分からないかなとは思いますが、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 価値の部分ですけれども、かなり希少価値のあるものというのも多くあるのですけれども、実は今年度の予算のほうで77万円という形で予算要求させていただいておりますけれども、今後の部分で見ると、外装等を中心にレストアするだけであっても100万円以上かかるというような形で、かなり修復する箇所が多い、傷んでいる状況でございますので、今この事業で令和3年度やると3台修復されるわけなのですけれども、その前にも過去に4台ほど牧場で展示しているということで、今、7台修復している状況でございます。今後、今展示している部分が雨ざらしであるというようなこともあったりして、なかなかこれ修復、きれいにしたところでもまた傷んでくるというような状況もございますので、活用とあと展示方法の部分、ちょっと課題があるということで、一旦これ100万円以上かかるものに対して投資を毎年していくというのもなかなか困難な部分もございますので、寄贈された方の意向を確認しつつ、今後一旦事業のほう、再構築したいなというふうには考えているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 分かりました。

そういうことで、本当に限られた予算の中である程度整備していくということでは、実際に整備されている方というのは職人かたぎのこれだけの安い金額で整備してくれるということでは、私は本当に感謝申し上げたいのですけれども、非常にこういう人というのは、なかなか今まで標茶の中で発掘して依頼できる人というのは数少ない中で見つけれられたということでは、私は本当に心から感謝申し上げたいなと思うのですけれども、こういう人たちの意見も聞きながら、今後とも進めて安価でやれる整備をお願いしたいなと、していただきたいなということをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

これもまた同じ農業振興費の中に予算化されているのですけれども、いわゆる事業補助金の中にニューホーム推進事業補助金130万円、これが予算化されておりますけれども、いわゆるニューホーム推進協議会への補助金であると私は理解しておりますけれども、昨年コロナ禍の中で非常に活動が難しかった部分があるかなと思いますけれども、昨年度どのような活動をされてきたのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 農業委員会事務局長・相撲君。

○農業委員会事務局長（相撲浩信君） ニューホーム推進協議会の事務局を担当しておりますので、私のほうからお答えしたいと思います。

2年度の事業ということでよろしいでしょうか。

コロナ禍によりまして、これまで取り組んできました対面による交流事業というのは、なかなか難しい状況でございます。その中で、何か代わりに取り組めるものがないかということで検討いたしまして、オンライン交流、スマートフォンなど端末機にテレビ電話のアプリなどを利用したオンライン交流事業というものを現在展開しております。今月末までということで、町内の男性4名が参加しております、現在進行中でございます。交流事業ということで、新年度につきましてもコロナ禍を見据えた対面の交流をはじめとして、今回取り組んだオンライン交流事業も、参加者の意見も聞きながら今後もちょうと検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（後藤 勲君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 私がちょっとこれから今年度に向けてはそういうようなことを取り組んだらということをおっしゃって思っていましたら、もう昨年度から取り入れてやっているということでは、非常に積極的に取り組んでいただいているということで、私は本当にありがたいなと思っております。

ただ、これも見方を変えれば、過去の酪農環境とか、そういうところから見ていくと、今はいろんなインターネットだ、そういう中で自ら自分の農場をPRするような、ユーチューブだとかそういうところでPRするような動画が自ら発信されている。そういう中で、

非常に今の若者のあれが変わってきているということもあると思うのですよ。そういう中では、本当に今まで、例えば府県へ行って、いわゆる集団見合いというような格好での交流事業というのが果たしていいのかなのか、今の若い人の気持ちというか、今の若い人の気質というか、そういうようなものを十分理解した中で、今後のニューホーム推進事業というか、そういうことに取り組んでいってもらえることを期待申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私、予特の副委員長で質問を控えようかなと考えましたが、発言しないのも寂しいので、2つほど質問したいと思います。

昨年、道道クチョロ原野塘路線が不通になりました。その原因は、釧路川に架かる二本松橋が大水で決壊したことによって、現在まで通行が禁止されております。この二本松橋の新しい橋の架橋計画はどのように進んだかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 二本松橋の復旧についてお答えいたします。私ども北海道のほうから頂いている情報の中でお答えいたします。

二本松橋につきましては、釧路建設管理部からは工事工程について説明を受けており、既に現在、古い橋の上部の解体工事は発注済みであると聞いております。その後、4月に下部工、橋の基礎の部分ですけれども、右岸、左岸に分けて2本で工事を発注する。そして、7月ぐらいになると、上部の製作工事をまた別件で発注しますと。10月ぐらいから今度、今の下部工、両側の基礎の撤去工事を、解体工事を発注する計画であると聞いております。今年度はそこまでになり、令和4年度になってから上部工事の架設工事並びにそれに接続する道路の工事を発注することとなり、令和4年の12月中の開通を予定していると聞いております。その後、令和5年度に川の中に入っている橋脚の解体をするということで計画を立てているということで聞いています。天候、自然状況の関係で若干の工程のずれが出ることはありますよということでも念押しされておりますので、ご理解願います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は素人考えで3年かかるのかなと読みをしていたわけですが、今、建設課長の上部からのお話ですと、もうどんどん4月から進んで、来年の12月には架橋されるというニュースで、本当によかったなと思います。

それで、塘路の方が一番今盛んに川下り、カヌーがやられておりますが、この二本松橋のどこかにカヌーの発着場が必要だという話を私も漏れ聞いております。このカヌーの発着場は造ってもらえるのかなのかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

昨年、橋が壊れまして、通行できなくなりまして、スガワラが使用できなくなったということで、カヌー事業者さんからも要望を頂いて関係機関に要望しているところなのですが、その後、上流左岸のところに仮設のカヌーポートを造っていただいて、カヌー事業者さんが今利用されているのですが、工事期間中につきましてですけれども、建管さんのほうにご配慮いただきまして、工事期間中も仮設のカヌーポートの使用ができると。そして、川下りもできるということでお話を頂いているところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は、スガワラという、カーブになって乗り場が便利なところはよく知っているのですが、今、新しい橋を架けようとするどこかにカヌーの発着場が設けられるという情報はないのですか。

○委員長（後藤 勲君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 現在の仮設のカヌーポートにつきましては、あくまで新しい橋ができるまでの代替手段として設置していただいています。橋ができた後にはスガワラをご利用していただくということで、事業者さんもその辺は了解いただいているというふうに認識しております。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 二本松橋カヌー基地については分かりましたので、次の質問に行きます。

先ほど同僚委員がやすらぎ園のことで、介護職員の採用やなんかについてお尋ねがありましたので、その重複は避けたいと思います。

行政報告をちょっと見ますと、今、やすらぎ園には77名の入所者がおるということで、いつときどこまで入所者が少なくなるのか心配していたのですが、この点、現状を少し担当のほうで教えてほしいのと、あと待機者、やすらぎ園を利用したいという方が私のいるところでも3人ほど、私、他の町村にお世話になっているけれども、牛舎が終わってから行ったら夜中になるし、なかなか行けないのだと。やすらぎ園だったらちょっと行って、すぐ代わりばんこ、妻と私と代わりばんこにお見舞いするのだが、なかなか入れてもらえない。切実な声を上げておる状況でございます。

まず、その入所者の数と待機者予定者、その数をお知らせください。

○委員長（後藤 勲君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えしたいと思います。

入所者の数でございますが、一般的には入所されると在籍者ということで、例えば長期入院とかされても一応やすらぎ園に入所されているというふうな数の数え方をする在籍者、それと実際やすらぎ園の中で生活されている在園者という2つの数え方が一般的にあります。

それで、最近の状況で言いますと、委員ご案内のとおり、職員不足によります入所者の制限をさせていただいておりまして、それで一応、在籍者80名を目標に業務を行っている

ところではございますが、同じ月に例えば3名の方とかがまとまって退園された場合、次の入園予定の方にご案内を差し上げるときに、いろいろ面談ですとか、入園予定者の身体状況ですとか、もろもろの事情がございまして、退園者の後すぐに入園いただくというのがちょっと難しく、次の方に入園していただくのに早くても大体2週間くらいは期間がかかってしまいます。

そのような状況もございまして、一番在籍者で多いのが、令和2年度の実績で言いますと78名ですね。平均で言いますと、大体76名ぐらいの在籍ということになってございます。ちなみに、在園者の人数で言いますと、平均で申し上げますと69名ということで、在籍はされていますけれども入院等によって園の中にいらっしゃらないという入園者の方が多い月で10名、今現在も11名の方が入院で在籍はしているけれども在園していないという方がいらっしゃるという状況でございます。

次に、待機者の状況でございます。こちらは令和2年12月1日現在の数字でございますが、男性が32名、うち要介護3以上の方が19名、女性が71名、うち要介護3以上の方が51名、要介護3以上の方、男女合わせまして70名という待機者の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼議員。

○委員（黒沼俊幸君） 詳しく教えていただいて概要は分かりました。

これを何とか、100名入れる特養ですから、フル回転したほうがいいなというのは、私ばかりでなくここにいる委員諸公も皆同じだと思うのですが、そこで、去年の7月頃に1回会合をやったというふうに報告されました、特養サテライト及び介護医療院の活用について連携した検討をしているということで、この検討している協議については少しでも進んでおりますか。お尋ねします。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

介護医療院の関係のご質問だというふうに思って、私のほうで取りまとめをしていた部分もございますので、お答えしたいと思います。

介護医療院につきましては、1つは病院の空きスペースを有効的に活用していくという考え方、それから、例えば入院されていた方でやすらぎ園等に入所できない場合に一時的に、要するに、ご自宅のほうにはもう帰れない、そういうときに居場所として医療院というところがいいのではないかとというところで検討してきた経過があります。

それともう一つは、やすらぎ園の老朽化含めて、こういった形で将来性を持たせたほうがいいのかというところ、それから軽度の介護者、介護度、要介護1とか2とか、要支援の方々の住む場所としてどういう形がいいのであろうかというところで検討してきたところでございます。

結果といたしまして、まず、いろいろなところで今より職員数が、手元に資料はちょっと持ってきてはおらなかったのですけれども、20名から30名ぐらい職員を増員しなければ

運営できないという状況でございます。といいますのは、看護職員、それから介護職員、それらについてそれぞれ基準に合った人数を3交代分ずつ用意しなければいけないというところでいくと、相当数の人数が新たに必要になってくる。今の町立病院ですとかという部分でいきますと、余剰人員があるわけではないので、ベッド数を削減したとしても、新たにそこに余剰人員が生まれて、そちらのほうに、介護院とかに、持っていくという言い方はちょっと変なのですけれども、うまく人の異動が、配置ができるわけではないというところで、病院としても今、医療職員がぎりぎりの状態で運営している状況の中で、新たにそういう施設を病院の中に構築した場合に、20名から30名ぐらいの職員が必要だということがまず1点、それらの人員についてどうやって確保するかというのが1点目でございます。

それと、あともう一つは、費用面の問題です。運営をするために新たに20名ないし30名の職員を正職員と仮定して雇用した場合に、人件費で約1億円ぐらいの費用負担が新たに発生します。収入については2,000万円から3,000万円ぐらいにしかならない。7,000万円以上が新たに持ち出しになるというのが1つと、それから今、病院の定員が60床というところでございますが、ベッド数を減らすことによる交付税措置等の減額の影響もございません。

それらを総合的に勘案したときに、今現時点では介護医療院というところの開設については難しいであろうという結論に達したところでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼議員。

○委員（黒沼俊幸君） るる説明を頂きまして、人員の問題、それから病院という重症の方もおれば1週間で退院する方もおる、そういう病院とのやすらぎ園の性格の違い、私も十分そのことは承知しているつもりでございます。まず、介護院の活用というか、そういうやり方というのは、今はちょっと進まないようにお話を聞いて、そういうことでよろしいですか。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

現時点での状況を考えると、かなり難しい状況であるというふうに判断をしたところであります。

○委員長（後藤 勲君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 終わります。

○委員長（後藤 勲君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時24分

○委員長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 3点についてご質問申し上げますが、先ほど同僚委員から循環バスのことについて乗車場所の件でちょっとこの辺も加えたらいいのではないかなというのを感じましたので申し上げておきたいというふうに思いますが、地元の調剤薬局、さらには先ほどの食料品店等々の中には地元の商店、食料品店が入っておりません。結構利用されている高齢者がいらっしゃいますので、ぜひその辺を追加としてご検討をお願いしたいというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤 勲君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

先ほど長尾委員にご説明した停留場所とかでは、関係課と協議した中で一応決定しておりますので、これについては再度関係課で協議した中で検討させていただきたいというふうに思いますので、ただ、先ほど長尾委員には言えなかったのですが、一応運行自体を6月というふうに考えていましたので、それを考えると、PR時間も考えますと4月の中ぐらいまでには運行の可否というか、それを決めなければならないので、それまでに間に合うかどうかというのがちょっと疑問なので、内々ではちょっと協議をまた、させていただきますので、それでご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ協議をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、コロナ禍の関連で2点ほど伺いたいと思いますが、まず1つは、一般質問で申し上げようと思いましたが、同僚委員とかぶったらまずいということで一般質問をしないでおりますが、伺っておきたいことが1点。

ワクチン接種で、住民票が基本であると。ここに住民票を置いてあることが基本だというふうに伺いました。しかし、住民票があっても在住されていない方はいらっしゃると思うのですね。その方々の対応はどうするのか、確認しておきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

委員のご質問のご趣旨としては、住所は標茶にあって町外に、今、実際滞在していらっしゃるという方々の対応だとは思いますが、基本的には滞在先の市町村と協議をしていただいて、滞在先で受入れ可能であればできるという判断でいいかと思えます。特に、入院患者さんとかも当然そうですし、例えば出産のために地元に戻られている方とか、いろんな条件がございますけれども、一定の条件下であれば滞在先の市町村で接種は可能であるというふうにマニュアル等でもあるところでございます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それと、毎日のようにテレビにおいて接種の仕方だとかがいつも

放映されておりますけれども、本町においてはそういう接種の仕方、皮下注射ではなくて筋肉注射だということを伺っておりますので、そういう訓練といいますか、その辺は考えているのですか。

○委員長（後藤 勲君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

基本的に接種をする部分については、看護師で専門職でございますので、特段今回の接種に関しての訓練等は考えてはおりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） テレビで放映されている方々も、皆さん専門職でプロですよ。今回大きく違うのは、皮下と筋肉注射の違いですよ。テレビでなるほどなと思ったのですが、針の長さがそもそも違うということもありますので、その辺を考えるとやっぱり1回、2回の訓練というのを担当看護師がするべきではないかなというふうに思うのですけれども、もう一度伺いたいというふうに思います。

（何事か言う声あり）

○委員長（後藤 勲君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。訓練、総体という部分で私のほうから一旦お答えさせていただきたいと思います。

先日の一般質問の中でもお答えいたしました。会場設営をして、人の流れ、それから当日の受付から接種、そして接種後の待機を含めた部分につきましては、病院職員と共同で検査をしております。その中で、接種をどの場所でやるとかということも含めて、訓練については今後また、具体的な接種日程がまだまだ決まらない中でありますので、今後も一、二回接種の訓練についてはするというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 次に移りますが、公共施設内でのささいな小さなことなのですが、言ってみれば衛生上の問題としてトイレに消毒薬を私は設置すべきだというふうに思いましたし、さらに今回のようにコロナがいつ終息するかどうか分からない状況の中で、便座の消毒薬です。私は女性ですから女性のトイレしか使用しないのですが、男性のトイレ、分かりませんが、やっぱり時代の流れ、コロナといわなくても、最近は総合病院等々もきちっと便座の消毒液というのは置かれております。町立病院は嘔吐等があった場合ということで、女性しか分かりませんが、塩素の消毒液は置かれております。うちの議会も女性のところには便座の消毒薬は置かれておりますけれども、各公共施設内の各地区の公民館だとかそういうところにも、私は時代の流れとして消毒液を配置するほうがいいのではないかなというふうにずっと考えておりましたし、その辺の、直接担当課に言えばいいだろうけれども、それぞれの公共施設、分野にまたがっていますので、ここであえて言わせていただきますけれども、誰がお答えするのでしょうか。消毒液ですね。お願いしますが、

いかがですか。

(何事か言う声あり)

○委員長（後藤 勲君） 中央公民館長・松本君。

○中央公民館長（松本 修君） お答えいたします。

公共施設ということで、大きな集会施設、開発センター、酪農センター、公民館とありますけれども、一応私の、他の酪農センター等についてはちょっと把握していないのですけれども、開発センターについては施設の出入口に消毒薬は置いてありますけれども、トイレ、それから便座等を消毒するものは現在設置しておりません。

そして、今、委員からご意見ありましたとおり、先日、環境衛生のほうから消毒薬、各施設に配付されましたので、容器等を探しまして、昔のように消毒薬が入手できないということでもないので、配置するようにしたいと考えております。

○委員長（後藤 勲君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

コロナとは特段関係はないと思います。ふだん使いのトイレの衛生上の問題だと思えます。その部分で考えますと各施設の対応によるのかなというふうに考えますけれども、私ども消耗品費等、配当している予算がございますので、その中で各施設で対応はしていただきたいというふうに考えているところなので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ、今、課長がご答弁されている各担当のそれぞれの部署で、消耗品費で配置をしていただきたいというふうに思います。

それから、最後です。

内容審議でもって、勤労者会館使用料についてお伺いをいたしました。56万円という金額が使用料として計上されておりましたが、使用料そのものが悪いということではございません。しかし、例えば多和平観光物産展示施設使用料、もしくは、もう一個どこだったかな。要するに同類の施設の使用料、言ってみれば、団体なり民間の業者さんがそこで管理も含めて使用料を支払いされているということとの同額のような考え方をということで、先ほど内容審議では平米当たりも計算されましたし、なのですが、また、監査委員からの指摘だということも伺いました。

私、感じているのですけれども、町長の町政執行方針でも冬期雇用対策事業の展開というふうにもうたっております。これは季節労働者に対するご配慮だというふうに、施策としてされているというふうに捉えておりますし、まだ決まっております第5期の総合計画素案書の中の第7節の雇用の関係でも、冬期雇用対策事業に取り組むと、季節労働者に配慮した事業の発注に努めるというふうに書かれております。決まりではないですけれどもね。

そういう意味からすると、ここで2団体が使用料を払いながら活動をされておりますけれども、私は歴代の首長さん5人にこの場でご質問してきましたが、首長の労働政策の一

環という捉え方をずっとしてきました。それで、監査委員もそういうことがきつと分かっていらっしゃるということだというふうに私は認識をしておりましたから、今までこの使用料が安いという意見をされてこなかったのではないかと、私自身はそう捉えておりました。しかし、ここに来て、一般の施設使用料と同じような考え方で捉えているのです。それはどうなのでしょう。

(「間違いだ」の声あり)

○委員(鈴木裕美君) うちの労働政策というのは、本当にほかの町村から見ると、胸を張れる政策なのです。まして、冬期雇用対策事業650万円、隣の町でもこんなことしていませんよ。いつも隣の議員さんと交流するときも、標茶はすばらしいですねと、そういうふうにお褒めを頂きます。私も自慢していました、当然。

それで、先ほど前段で述べましたけれども、ここに来て、監査委員からの指摘もあってというふうに言われて、通常の一般の使用料、言ってみれば多和とバスターミナル、この2施設については最終的には営利目的ですよ。というふうに私は捉えています。しかし、高齢者事業団にしても、もう一つの労働団体にしても営利目的ではないのですよ。やっぱり労働者の雇用と生活を守るためにということで、高齢者事業団は高齢者の方々のことだというふうに理解していますけれども、労働団体に関しては、本町の労働者の安全・安心、雇用を守るという立場でずっと担ってきたというふうに私は理解をしてきましたし、そのようにずっと思ってきました。歴代町長も、私は阿部さん、千葉さん、今西さん、そして池田さん、佐藤町長と5人の方に質問をずっと申し上げてきましたが、この使用料に関して、議員生活を38年させていただいていますが、一度だってこの問題に触れたことは理事者側からはなかったですよ。ここに来てなぜ監査委員からの指摘だからこれだけの、言ってみれば、今1万円と5,000円でしたか、2団体は。それを3倍ぐらいの使用料にするということが、もうびっくりです。うちの標茶町の労働政策はどこに行ったのだろうというふうに思うのです。そういう面では政策ですから、まして副町長だって当時の役員もされておりましたから、はっきり言って理解は十分にされているというふうに私は理解をしていました。

(何事か言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) なのにとということで、とにかく残念でならないのですけれども、町長が本当に安心して安全で暮らせる町を目指していただければいいのだとしたら、やっぱり労働者に対しても手厚い援助、支援を私は考えていただきたい。とにかく残念でならないのですが、町長、この辺について本当に少ない金額です、五十何万円というのは。でも、労働者を守るという立場において、再考していただきたいというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長(後藤 勲君) 副町長・牛崎君。

○副町長(牛崎康人君) 非常にお答えしづらいのですけれども、お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、過去の町政の中では今までの料金で使っていたという

ところについて、労働政策上の優遇措置だったという捉え方もあるというふうに思っておりますし、現に労働団体等においてそれぞれの権能を発揮していただいていることについては、全く否定するものではございません。

ただ、逐条のときも申し上げたとおり、何度か文書、口頭をもって、現在の社会通念上どうなのだろうか、標茶の環境的にはどうなのだろうかということがあったときに、また、町民から頂く料金についてはちゃんと明示しなければいけないというときに、基準がばらばらだということについてはちょっとなかなか説明しづらいところがあるなというところで、まず観光商工課の類似施設について、単価等、基準になるものを統一しながら、改善していきましょうというところで見直しをさせていただいたところであります。

政策的な優遇というようなお話だったのですけれども、言ってしまうと、頂くものは頂きながら、なおかつ公益性が認められる支援すべきものについてはこれからも検討していく、そういう立場で対処していくのが一番今適切な対応の仕方ではないのかという発想で当たっておりますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（後藤 勲君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 理解をしたいのですが、私は自分の立場も含めて本町の労働者の生活をしっかり守りたいという立場もありますから、仮に社会通念上と言われても、ターミナルについても多和について施設についても全く触れられておりませんよね。使用料については増額もなっておりません。そういう意味からすると、ここだけがというのがどうしても私にとっては納得がしないのですよ。ですから……

（何事か言う声あり）

○委員（鈴木裕美君） 今、後ろからもご意見ありましたが、せっかくこれから決められる第5期総合計画、第7節雇用の中でもきちとうたわれているのですよ、季節労働者に配慮したという。労働団体は季節労働者ばかりではないです。しかし、季節労働者にとっては、全てとは言いませんよ。でも、やっぱり労働団体は、すごい頼りにしていると言ったら言葉間違いかもしれませんが、労働相談の窓口としても看板を掲げております。私も事務所にお邪魔したときでも、困って労働相談に来ている方々、何人にもお会いをしています、資金の問題も含めて。ですから、ぜひそういう観点から、私、残念なのは、過去の経過というものをほとんどの方が知らないのですよ、ここに座っている理事者の皆さんというのは。ですから、そういう意味から、社会通念上と言われたら、こういうふうに提案してきたのだからというふうに思いますが、補助は補助、しかし使用料は使用料だと言いつつも、その辺の配慮はぜひしていただきたいというふうに思いますので、もう一度伺いたいと思います。

○委員長（後藤 勲君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 引き続き総合的に検討しながら、配慮すべきものについては配慮してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（後藤 勲君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) 討論ないものと認めます。

これより議案第23号から議案第30号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8件は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(後藤 勲君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(後藤 勲君) 以上で令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 4時51分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 菊 地 誠 道

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 後 藤 勲

